

# 同志社人への

# 我々の主張

## 目次

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <p>I 総論</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 人間と科学</li><li>(2) 戦後日本と大学</li><li>(3) 大学理念の再検討</li></ul> | <p>II 政治問題と我々の任務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 現在の政治攻勢の特徴</li><li>(2) 防衛省昇格粉碎斗争</li><li>(3) 小選挙区制粉碎斗争</li><li>(4) 国連協力海外派兵法案粉碎斗争</li><li>(5) 日本帝国主義の核武装粉碎斗争</li><li>(6) 七〇年安保改定粉碎斗争</li></ul> | <p>III 学園・教育問題と我々の任務</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 早稲田斗争と全国学園斗争</li><li>(2) 戰後教育の反動化の過程</li><li>(3) 「大学設置基準の改訂省令化」と「教免法改悪」</li><li>(4) 同志社のかかえる問題</li><li>(5) 学生会館斗争の総括と今後の課題</li><li>我々のスローガン</li></ul> |
|--|---|--|

一部学友会中央委員会・経済学部自治会・商学部自治会  
法学部自治会・神学部自治会・文学部自治会再建会議  
工学部自治会再建会議・学友会百周年委員会  
学生健康保険組合・学術団常任委員会  
二部学友会中央委員会・生活協同組合組織部

[I]

## 総論

### (1) 人間と科学

A

「人間」が「人間」として生きると言うことは、どのような事なのだろうか。この事は、現代世界において、特に第二次大戦を経験した人類にとって、それはもはや観念上の問題ではなく、まったく、日常生活上の、各個人の現実の問題になつてゐる。

裂と疎隔が二〇世紀の人類を支配しつつある。」

そして、そこでは、もはや人間が人間として生きるという事以上に、人間的であると言うその事が、否、人間とは何かという事すらあいまいになつてゐる悲劇がある。

かつて観念上の、哲学上のテーマとしてあつた最も基本的な問題が、現代社会においては、もはや特定の人達の、観念上の問題としてではなく、日常生活の、個々の人間の問題となつてゐる。

人間のすべての所産が、人間に対立的なものとなつてゐるこの転倒した現象は、我々の日常茶飯事の事柄である。「孤独」と「分裂」それは現代社会の病源をもつともよく現わしている。

理性ではなつとく出来ても感情においてはどうしてもなつとく出来ない事が、一般に「理窟」と感情とは、しばしば一つの人格に於て調和し得ない矛盾である」という様な、簡単な問題としてではなく、もはや「理性」や「理窟」などと言う事は、センチメンタルなものに思われがちになつてゐる。

「従来正しいと思われたことが正しくない。従来それでよいとされたことがよくない」というような、そういう人類の基本になるものが動いているのが、現在の非常な変動を起している根本原因のように私は考えたのです。しかしながら人間の悲しさ、生きている限り現在につきましては現在の価値がよくわからない……」

「孤独」と「分裂」それは、「理性」や「理窟」のはいりこめない問題である様に思われると言う事である。

必然性と偶然性、客觀性と主觀性、合理と非合理という最も基本的な問題が、現代社会における人間にとつて、直接的な問題でありながら、分裂し、転倒し、もはやあいられないものに思われ、これらを解明し、克服しようとするのではなく、感情のゆきづくさきの衝動によつて支配される危険性を多分にもつてゐる。

一方に少数の人々への富の集中と、他方における「人間の砂粒化」とは、現代社会の基本的特徴であつて、「それは国内においても、國際關係においても、同様に見受けられる二〇世紀の悲劇である。個人主義は我々の社會生活から、人間的連帶と内面的結合とを奪い去つた……孤独と寂寥、分

離後世界におけるこの衝動的な生活態度を我々は色々な所で、いろいろなかたちで見ることが出来るのである。それは、その様な他人の事として

だけではなく、自己自身の問題としてもそうである。そしてこの衝動的な生活態度や人生観が、ときとして安易な、デカダンやシユールリアリズムをすらおもわせる現代社会の危機を、誰しもが、その日常生活の中で一度は、戦慄をもつて考えたにちがいない。

「孤立」と「分裂」の中にむかわれ、その様に感じている現代人が、もしこれからの脱皮のために自己のみを愛するとするならば、「それは一つの野蠻性である。なぜと言つて、それは他の総ての者を踏みつけにして実行されるのだから……」

だからといって、この自己の「孤立」と「分裂」とを素直にうけいれ、「自分自身を軽蔑するところの人は、なお且つそれで以て、軽蔑者としての自分自身を尊敬する」、それは一つのナルシズムにおちいつていく。

そしてこの現代社会における病源を、あのカントにおける、ライプニツ・ヴァルフ的要素としてのドイツ的な実践的非合理主義をもつてしても又ハイヒテにおけるカント第二批判よりもたらされる「意欲的実践的主觀」としても、又この意欲的なるものをして目的意識性におきかえるか、さもなければ、自我の問題に関する一連のシェーマとして、デカルトに端をはつし、アラン、サルトルを経由するか、スピノザ、フロイド、マルクルゼに至るか、さもなければ、フロム、ホルネイ、カーディナ、ユング、フツサール、ベルグソン、ホワイト・ヘッドに流れるかは、我々にとってさして大きな問題ではないのである。なぜなら、科学論の中心的テーマ、合理性なるものの中心テーマが、いみじくも次の点にかかつてゐるからにほかならぬ、即ち「アリストテレスの論理学は、彼の形而上学の反映であ

る。即ち判断よりも概念の方が先行しているのである」「判断」と「概念」この同一であり、矛盾するところの二つのカテゴリーの中に、もし合理と非合理的分解軸を求めるにすれば、それは永久に概念を脱することは出来ない。

かつてマルクスは、ヘーゲル批判において「概念」に対して「実体」をもつておきかえた。

そしてこの「実体」のつきづめられた姿としての「物質」とは、人間と自然の最も基本的な関係にほかならない。

マルクスにおいて「科学」とは、それ自身、歴史と社会を超越することの出来ない限界性の中においてのみ合理性を持つのである。そしてこの歴史と社会とは、合理性そのものとしてではなく、まさに行動する人間の問題なのである。

「人類はみづから彼等の歴史をつくる」

「人間は永久に自己の行動を行動する者として觀察されねばならず、また行為者として評価せられ、賞讃せられ攻撃せられねばならないのである」

科学と実践とは、「二つの全く相異なる生活領域に属する行為様式である。科学は歴史的過程を思索の上で觀察し、」実践は「歴史的過程を直接に組立てるのである」。だから「科学」とは、「現実の世界についてのわれわれの表象と概念とのなかに、現実のただしい映像をつくり出す能力があるか」という問題なのである。

この「思惟と存在との同一性の問題」を我々は、思惟を肯定し、存在を変革する中においてのみ、同一性の可能性をみつけ出す。何故なら、人間は歴史をつくり、万物は流転するからである。

**C** 我々、知識人、又は知識人たらんとする者にとって人類の残した精神文化の所産たる文化、科学、學問と言う事は、人間にとつて一つの行為様式であると言ふ事、そのためにこの行為様式が、歴史を組み立てるという他のもう一つの行為様式との関係をもたなかつた場合、それは、存在、実体、現実、世界からとりのこされるばかりでなく、その事が、科学そのものとしても合理性をもたなくなるわけである。歴史は、人間がつくるのであつて、人間の活動の広さ、人間の活動の質的な高さという事を逸脱したところに科学はないのである。人間の経験と、創造性と、それが生み出した、物質的、精神的所産の上にのみ、科学はくみたてうるのである。この事は、同時に、科学が、現実に對して行う反作用の有効性と限界性をも意味するのである。

人類は、この二つの行為様式を統一的にその対立を克服し、又結合のしながら新しいより発展的な進歩の道をみつけ出す。それが、精神労働を肉体労働の分離の中で、二つの人間集団を形成しようが、又一個人の中における問題であろうが、この二つの行為様式の関係は、常にこの様なものとしてあるし、又あらねばならぬ。

肉体労働から分離し、生産行為から遊離して存在する知識人や、知識人たらんとするものが、この行為の二様式について深い考えを致さなかつたならば、そこには、悲劇的なゆがみを生み出さずにはおかないと。それは一個人が、一人の人間が、常に自ら肉体労働と精神労働を日常生活において行えと言ふがごとき即目的な問題ではない。問題は、自らの内面におけるこの二つの行為の関係を、科学するものの基本的な姿勢として持たねばならぬと言う事である。

日本における科学者や、知識人の最も基本的な問題は、ここにこそ求めねばならないのだ。科学や學問に対する謙虚な態度といふことが、應々にしてたゞたんなる事実に対する謙虚さとして語られる場合、事実とはまさに、人間の創造的な行為又は行為の結果たる事をわすれさせる事となるのである。

この事は当然ながら、現実に対する無責任と、科学、技術に名をかりた虚像とを科学者、知識人をしておもとめしめる結果をもたらさずにはおかない。

客觀性と科学性という名のもとに、インテリの虚偽の席を守らうとする多くのインテリを見なかつただろうか。

そしてこの様な傾向は、文化や科学や學問をして、現実や、人類や、人間や、とは關係のないしろものにしてしまう。そして知識人をして無味乾燥な百科全書化していく。知識人を知識人たらしめ、文化人をして文化人たらしめるものは、精神文化の所産の中から、脈々とした人間味あふれる情操の豊かさをくみとり、自己のものとする事をともなう。

文化や科学や學問が、この豊かな情操をもたらさなかつたならば、知識人は「片端人間」となつていく。

この様な日本の知識人や教育の一面向の傾向に對して、知識人が軽蔑する右翼から、次の様な熾烈な批判を受ける。「時代認識を明確ならしめ、これによる無上の感激の下に全国民の能力を総合的に最上限に發揮」するようになること。「これまでの教育が……一方學科偏重によつて労働忌避の習慣が養われ、実生活とは遊離し、かつ体力の低下を來したのである。右のごとき教育の欠陥は、人間の本性と相俟つて學閥を形成する結果となり有能の者が斥けられ、無能の者が學閥の力によつて自己の支配的地位を

獲得維持せんとする時代的趨勢を馴致した。………學閥は最大の打倒目標たるべきものである。」

科学するものとしての知識人は、労働忌避のために科学するのか、肉体労働が嫌だから学問するのか、科学とは、労働からのげみちとしてあるのか、自己の地位や、より大くの収入のためには、肉体労働よりも科学の方がよいからなのか。

科学における「体系」なるものが、「人間精神の或る不滅な要求から、すなわち、あらゆる矛盾を克服しようとの要求からうまれてくるもの」であるが、その事も又、人間の二つの行為様式の問題をはなれる事は出来ない。だから「科学主義」なるものは、ここでは更に高度な問題として提起される。すなわち「科学」が、現実からの要請に答える必要がなく、たゞ「科学」が「科学」だけの世界で、自らの「体系」を求めるべきとすれば、そこには、新しい「科学主義」が生れる。

だから、学者としては、自らの理論の体系化のための仕事を、大きな現実の要請を常に意識することなしには、科学への献身も生れないだろう。しかし、学生は、その大半が自らの理論体系を完成する以上に、自らの情操の豊かさと、社会における役割、歴史の中の自己を常に目標とし、人間の二つの行為様式の統一を自己のものとするよう努力せねばならない。

科学における「体系」なるものが、「人間精神の或る不滅な要求から、すなわち、あらゆる矛盾を克服しようとの要求からうまれてくるもの」であるが、その事も又、人間の二つの行為様式の問題をはなれる事は出来ない。だから「科学主義」なるものは、ここでは更に高度な問題として提起される。すなわち「科学」が、現実からの要請に答える必要がなく、たゞ「科学」が「科学」だけの世界で、自らの「体系」を求めるべきとすれば、そこには、新しい「科学主義」が生れる。

だから、学者としては、自らの理論の体系化のための仕事を、大きな現実の要請を常に意識することなしには、科学への献身も生れないだろう。しかし、学生は、その大半が自らの理論体系を完成する以上に、自らの情操の豊かさと、社会における役割、歴史の中の自己を常に目標とし、人間の二つの行為様式の統一を自己のものとするよう努力せねばならない。

教授が、この教育者としての任務をわすれ情熱を傾けて説得を行なわないとすれば、それは教育者としての資格はない。

現在の社会的な勢と、未来と言う事について最も鋭い青年達に対して、学問は学問であり、科学は科学なのだからといふ様な、教育者としてあるまじき行為を、自らの恥すべき無知をもがえりみず、教育者面して語る教授達をどれほど多く我々は知つてゐることだろう。

そしてこのような教授達こそ、客觀性と科學性という美名のもとに、自らの地位と収入にうつつをぬかしている者にちがいない。もし、このような教授達が、自らの学者としての仕事と、教育者としての仕事とを両立させられる能力をもたないとすれば、彼等は自ら教壇をさらねばならぬ。

我々青年、学生が、心の奥底から望んでいた事は、学者としての渡世術を教授達におそわりに来たのではなく、現在の社会で、あるいは未来において、我々が果たさねばならぬものは何であり、どのような人間として生きて行けばよいのかと言う事である。

科学における「体系」を追求するのは教授にとって、それは、個人の学者としての仕事である。自らの学者としての仕事を、学生に押しつけることは出来ない。

教授がその名のごとく教育者として学生に与えなければならない仕事と

る教育者の声を聞く事が出来ないのだ。

この音をたてて崩れている現代社会と、大学の状況の中で、我々学生は何をすればよいのであらうか。

戦後二〇年をすぎた現在、再び「転向」とか「状況転向」とか言つた事が、あちこちで語られる時代が來た。

それは「暗い絵」のような反動の時代の到来をつげている。

そして今まで、近代化だの民主主義だの、進歩的だと、はしやぎまわつて、おとな達が、今度は、急にこわれたレコードの不調和音を出して或るものはこそそと逃げていつたり、或る者は沈黙を守り、また或るのは他人事のように、「反動」を語り、「転向」を語つてゐるのはどうしたことか。

最近、中でも日韓条約の締結以降、何もしなかつた「知識人」たちは、「知識人の責任」について語つている。

それは一見、社会に対する知識人の責任のようなことが言われてゐる。

しかし、我々学生は、「知識人の責任」と言うような事について語る事をゆるされるような知識人を知らない。何故なら、彼らが社会に対してはたす役割よりも、例えは、反動は彼等の足下で、「日本学術会議」において大学管理法において、さらに、現在すゝめられている教育基準をめぐる問題で進んでいるからだ。

だから「転向」とか「戦争責任」とか「知識人の責任」とか「主体性」だが、口に出して言えば、研究しておれば、「一見進歩的風」の装をこらして、戦後のあの「与えられた民主主義」の風潮の中を、いかにもうまく泳いでみせたにすぎなかつた事を知らされた。

は、学問をとおして、人類が歴史の中で果して來た偉大な業績と、欠点を現在、そして未来の社会において青年が次の新しい人類の世代として、になうべき課題と、それへの偉大な感激を与える事であり、学問をとおしてこの仕事への謙虚な、それでいて豊かなる情操と情熱とを与えるものでなければならぬ。

教授が、この教育者としての任務をわすれ情熱を傾けて説得を行なわないとすれば、それは教育者としての資格はない。



つたといつてもよいであろう。

一般的民主主義の趨勢は、何ら否定されるべきものではない。ただかつての民主主義運動のように血をもつて自らの手でつくりあげていったものではなく、まさに「あたえられた民主主義」として、外からもちこまれた「根なし草の民主主義」として、出発した点にこそ危惧が残るのである。

それはあたかも、黒船来航以来、中進国として危険な綱わたりをして来た日本資本主義の悲劇的な歴史とあまりにも似ているのではないか。

幕末以降、外的に動機つけられて進んできた日本の近代史は、内的な古

典的なナショナリズムを生み出しあしなかつた。それが悲劇的なばかりにゆがめられた、精神文化をつくり出したように、戦後「あたえられた民主主義」のもとではじまつた戦後史の過程も、あまりにも悲劇的な精神的断層地帯を持つてゐると言えないであろうか。

戦後民主主義の進歩と発展を望むべき同志社は、この宿命的な程にゆがんだ、そして悲劇的な程の精神的断層地帯を、空洞化地帯をつくり上げ、うめてゆくという重大な使命をおびていつのではなかつたのか。

戦後同志社の再興は、戦争の惡夢をわすれ去る事でもなければ、一般化されてゆく「あたえられた民主主義」の外枠に自らの安住の地を見い出そうとする事でもなかつたであろう。

戦後大学の復興は、戦争と敗戦という問題を直視し、一度どこのような歴史を繰り返さない態度をもつて、自らの責任を明らかにし、戦争と敗戦の問題を掘りあげる事であつたろうし、又、「あたえられた民主主義」の現実の谷間を直視し、この解決という重荷を自ら意識的に背おいてむところに求められねばならなかつたと考える。

この二つの歴史的事実の上にこそ、まさに大学の新しい理念と今後とのべき道がさししめされたはずである。そしてこの事を母体として、戦後日

本国民の新しい理念へも接近し得たはずではなかつたろうか。

我が同志社が、昨年九十周年を迎えた時に、更に百年の記念を祝おうとする時、同志社人は、現在の状況に満足する事なく、自らの、同志社の歴史をふりかえらなければならない責任と義務がある事を学友会は痛感する。六一年の授業料値上げと、六四、六五年における授業料値上げは、九十年、及び百周年にむけての大学方針である事を学校当局は公言した。そして、我々学友会は、この学校当局の大学行政が、あまりにも即物的な、無為無策の、およそ創造性や系統性と一貫した同志社大学の理念のかけらすらもない、現体制の流れのプラグマチックな表現でしかない事を指摘して来た。

どのように腐敗した、日本のブルジョアジーであるとも、彼らがおろかしくも再び第二次大戦と敗戦を無視した戦前の惡夢の如き国民理念を持ち出して來ようとも、日本百年の歴史の中から、彼らは彼らなりに何らかの学ぶべき何物かをつかみとろうとしている現代の時局にあつて、上野学政は、我が同志社の歴史の中から、何を学びとろうとしたであろうか。建物がよくないと学生も集まらないとか、又は戦後私学の危機のなしくずし的な解決に、その浮身をやつす事によつて果して何が生まれるであろうか。

明治以降、社会の中での同志社の存在の意義を、そして、社会に果して来た同志社の役割を、ふりかえり、反省し、そして新しいこれから同志社の歩むべき道をさししめす事こそ、九十周年及び百周年をむかえるにあたつて学政のやらなければならない中心の仕事ではなかろうか、羅針盤を失なつた船は、ただ海流のまにまにただようにすぎない。船は、目標にもかつて進んでこそ船ではないか。

は、たんなる「政治上の改良」や「單なる物質文明の進歩」だけによるものではないという上になり立つていて。

そしてこの様な認識は、そもそも、明治維新と、「欧米文化」の対立の中から生れたものであり、「欧米文化」の根本をなしているところのキリスト教と、その教化活動に対するきようたんによるものであった。

即ち、歐米に於ける、プロテスタンントの精神、それが生み出している歐米文化、それをささえる近代的な人間像こそ、新島襄の一つの理想像として焼きついていたと言えよう。

日本において、「儒教」は、幕末においてすでに後退期を迎えた、仏教と言えども国民の新しい理念とはなり得なかつた。国学において又しかりであつた。

プロテスタンント的人間像は、この様な、明治維新の混沌とした思想状況の中で、一つの新しい試みであつたろう。

明治維新とその後の過程に於ける「政治改良」と欧米の「物質的文明」の「進歩」（輸入）の中で、キリスト教主義にもとづく「德育智育」は同志社として設立されたのである。

それは、いわば欧米精神の輸入であつたかもしれない。

新島襄が、欧米から見た日本を母体としてはじまるのに対し、明治政府としての伊藤、井上、森有礼などが日本から見た欧米を母体としたとしても、明治維新における新しい動きの一つを新島襄は代表していたと言えよう。それは、一つの文化において精神的分野をきりひらいたと言える。

「米国人が自治的氣力に富んでいる」とし、それに与えた大学の影響を見、「政府の手に頼つて建てられた、ただ一つの帝國大学があるだけなので、国民教化の目的に対して不足してはいないであろうか」と疑問をなげ

設立以来、同志社が挙げて来た大学の理念として、自由、平等、民主主義、博愛、徳、良心、真理といったものがあつた。そしてこれらのものを、新島襄は教育の中において実行しようとした。それは、一国の運命

### (3) 大学理念の再検討

る時、新島裏にあつて、大学は、単に学生だけの教化でなく、「国民教化」としてであつたろう。

然しながら、日本の資本主義が進むに従つて、国民理念たる国体は、その具現化をはじめた。日本国民が、天皇への忠誠を誓つた時、この同志社の中から、真に、「わが同胞三〇〇〇余人の、将来の安危禍福」を思ひ、うれえたものが余人いたであろうか。

こゝで、戦後そして現在、この同志社で語られている新島裏の問題意識の広さからして、彼が言う、国民教化の思想からして、又、彼が心に描いた人間像からして、あまりにもかけはなれたものが多すぎはしまいか。

この点をかんがみる時、戦後における大学理念と、同志社の果すべき役割は大きいと言えよう。

日本の具体的に歩んだ歴史と照し合わせてみる時、政府又は権力なり、又は一般社会において、この様な同志社の理念は、正面から受けいられただであろうか。

第一次大戦そして第二次大戦において、あるいは又、日本の封建的村落共同体と天皇制と言ふいわゆる國体の理念からして、おおよそプロテント的人間像として結晶した近代的人間觀が、わけなく受け入れられるわけではないのである。

それは、キリスト教やマルクス主義が歩んだ道と同じく、対立と矛盾の歴史であった。

そして現在、内的な「敗戦」、「与えられた民主主義」の枠、という第二の黒船に対して、新島裏が持つた、社会的歴史的な大局の流れを、どれほどまでに現在の同志社が持つていると言えようか。

同志社の挙げた理念が、正面から受け入れられない時代においては我々にして現在、内的な「敗戦」、「与えられた民主主義」の枠、という第二の黒船に対して、新島裏が持つた、社会的歴史的な大局の流れを、どれほどまでに現在の同志社が持つていると言えようか。

真理を守り、真理を主張するためには、あえて大学を出なくてはならない

いであろう。

この事を回避するわけにはゆかない。そして戦後の同志社大学は、あえてこの重荷を負おうことをおこたつて来たのではなかろうか。

そして新島裏がいだいた、国民教化と大局的な日本国民の将来について戦後の同志社大学が何らかの回答をあたえなければならない時期をむかえていると言えよう。

#### (4) 同志社の果すべき役割

私立大学として、その古い伝統と独自の学風をもつ同志社大学が現代社会に果すべき役割は大きい。

現代社会の中で、非生産的な精神労働にたずさわる大学が、どの様な役割を果し得るかと言う場合、それはまず何よりも、非生産的なめぐまれた、精神労働に安住しない事だろう。教授、学生、知識人が、現代社会で、直接生産活動に従事することなく、精神労働に従事出来ている事に対する謙虚な態度をわすれないようにしようではないか、真理や科学や、人間の精神活動が、もし仮りに、労働忌避の習慣をともなうとすれば、そこには、科学主義、科学偏重の悪い結果しか生み出さないだろう。そしてこの事が、現代の大学においては、大学の教授が、自らの学問の一の体系を

が先に挙げたあの様な一般的な理念そのものが、具体的な方向を一つの理想をさししめすみをつくしとなり得たのであるが、戦後の様に民主主義が、大義名文として体制化する事によって、理念は、その言葉だけでは、なんら具体性を持ち得なくなる。もはやそれは、あいまいな、何ものももさして、何ものをもささないものとなつてしまふのである。

戦後同志社の理念が、どの様にでもかいしやへれる、あいまいなものになつて来ている傾向は、この事を意味しているのである。それはもはや具体性をおびた一つのシンボルとしての役割の時代を終つたのである。

問題は「自由とは何か」を現実とてらしあわせて具体的に考えなおすといふ過程を、常にくりかえし行なう事をさける事は出来なくなつてゐる。という事実である。この意味から、理念は、より具体的な現実に対する、科学的判断をぬきにして語り得ないわけである。

戦後の大学理念は、現実に対する科学的判断そのものでなくはならないであろう。

それは戦後の大学に要求される事は、政治や社会やその他諸々の現実に対する的確な判断を要求されていると言えよう。

そしてこの現実に對して、何が自由であり平等あり、民主主義であるかをふだんに求めなければならないのである。学生、教授、大学当局そしてすべての大学人は、一体となつて、この現実に對応しなければならないのである。

そしてこの事こそ、大学の理念を中心にはじめられる現代的な人間関係をつくりあげ、あたらしい大学共同体を構成する原理となるだろう。

その様な意味から、社会の色々な問題が、学内にもちこまれてくるであろう。そしてこの事は、時代のすう勢でもあると言えよう。この事に對して誤りをみちびき出している事である。

同志社総長である住谷悦治先生は、「学生諸君に語る……同志社学園の一角に立ちて」と言うパンフレットを出されている。我々にとって、かつて明治維新の中で、大局的な国民の将来を考え、国民の教化を考え、生々とした意志力の強い、近代的人間觀を考えた新島裏にべらべてそれはどちらの説得力を持つていたであろうか。

「大学は真理探究の場であり、学問の殿堂である」とか、「教育上の欠陥や不十分なことは、単に本学のことのみでなく、わが国私立大学の一般的、歴史的状態であり、まさに大学そのものの歴史的悲劇であると言わざして何である。それでも拘わらず学生諸君に望むことは、大学と研究の本質に心をいたし、学生生活を主体的に捉え、忌むべき「商品化」より脱却することにつとむることである」といつたなげやりな考え方には、どれほどの説得力があるうか。

そして、「すでにわれわれが心痛きまでに感じている教育におけるマスク的、企業形態が、さまざま弊害を生ずるおそれなしとせぬことは自明のことでありながら、経済の必要はついわれわれを没自己批判の境地に陥き落す危険なしとしない。それは現代日本のもつ根本的な社会的、経済的矛盾が一般に、同志社においてもまた矛盾して表われており」云々と言ふ様な一般的な問題ではなく、同志社大学、否、日本の大学や知識人の一番大きな問題というのは、非生産的精神労働が、現代社会に存在することを

ゆるされている基本的問題についての謙虚な態度をわすれきつてゐる事にこそ問題がある。

「『個人的幸福』の完全にやむところ、ただそこからのみ『眞に人間的な生活』がはじまるというトルストイの洞察」や、「ロゴテラピー」を説くV・フランクやサルトルの、いわゆる『自己欺瞞』を、教授や、学生や、いわゆる大学人達が、自己の社会的存在の、その地点において、どれほど痛感しているかギモンである。

大学における「忌むべき『商品化』」の状況などることは、単に一般的な「商品化」ではなく、科学、学問、知識という人間の精神活動における「精神の危機」であり、この危機は、人間の精神活動における人間亡失としての「アベシー」にほかならぬ。そして、この「アベシー」と言う事は、学生、教授の主体的な、個入の問題、個人の内面における決意の問題ではなく、社会の中での自己の位置と役割りを明らかに出来ていないところにおこる。「アベシー」からの脱出とは、この社会へ自己を解放していくことによつてのみ獲得されよう。

だから、現在そして将来にわたる日本国民の将来について考え、その方向を究める。そしてその確信の上で、国民を教化せねばならぬという事は、知識人、大学人としての謙虚さにさせられれば支えられるほど、それは、同志社の学問研究を行なうにあたつての根本的な精神であり、又前提となる。そしてこのことは、よういに出来るわざではない。しかし、かりに微力ではあるとしてもこの問題に対し対して答えていかねばならない。立派に考える事が出来るまではまことに見えた、一見謙虚そうに見えながら、実は、どうもんな科学主義の鬼子にはかならぬ。出来る限りの力をもつて努力すること、この事こそ、我々の義務であろう。

戦後の過程は、平和の破壊と民主主義の空洞化を、日本資本主義の内面からつくり出しているという事実にどうしてもぶつかる以上、例えそれが政治活動とよばれようと、我々は、「平和と民主主義とよりよき生活の為に」という旗のもとに、我々の学生運動をおし進めなければならない義務があると学友会は考えるのである。もし我々がこの問題について、専門的な学問上の問題として考へても、それは経済学、政治学、社会学、そして歴史から日本思想にいたるまで、我々の戦後史に対する態度の正しい事を実証してくれるであろう。

そして「敗戦」をふまえて出発した戦後の大学は、少なくとも、その学問の目的として「平和と民主主義とよりよき生活」を持たねばならないであります。

少なくとも戦後の大学のあり方は、ただ単に「象牙の塔」の高い城壁を守る事ではなかろう。

戦後「象牙の塔」の殿堂は、國体思想とともにさつたはずではなかつたか。そして新しい戦後の大学自治は、平和と民主主義のための殿堂である。そしてこのよりよき生活は、平和と民主主義なくしてはあり得ない事を、戦争と敗戦は物語つたのはなかつたろうか。

平和を守り、民主主義を守ると言う事、その事自体、ある意味では抽象的な事であるかもしだれない。然し、「戦争」と「敗戦」、そして「与えられた民主主義」という枠の中で、我々が、歴史に対して、一度と再び、この誤りをくりかえさないと言う事が、どれほどの重きをもつて我々の責任を求めているかは、はかりしない。

これくして、日本国民の将来はあり得ないであろう。徳や博愛や、良心や、その他、もろもろの理念は、この点との結合ぬきにしては語り得ないものである。そしてこの事は、口先だけの愛を語り、良心を語り、徳を語る事では、つくり上げる事の出来ない、「実行力」をともなつたものとしてあると考える。そして、平和を守り、民主主義を守り、育てていくと言つ事が、どれほどまでにこの同志社で行なわれて来たのであらうか。

「平和」や「民主主義」は、それ自身抽象的問題ではない。戦後の学生運動が、戦後当初の学園復興運動として斗われた生活危機突破の斗い、授業料値上げ反対運動、戦争協力者の学園からの追放、そして一方においては、勧評、警職法、安保へと、砂川斗争以来平和と民主主義の為に斗つて来た。

それら、学生運動の歴史は、少なくとも、戦後史の中で、「平和と民主主義とよりよき生活」という旗印のもので、真けんに、平和と民主主義を守り、国民や学生のよりよい生活を守り發展させるために斗つた、血とあせと涙の歴史ではなかつたか。

もしこれらの過程を、政治活動と名づけたいものが居るならば、彼らのすきな様に名づけさせよう。

少なくとも我々は、「戦争」と「敗戦」そして「与えられた民主主義」の枠の上に、あぐらをかいて生きる事は出来ない。

戦後の民主主義が、我々の内からつくり上げられたものではなく、「与

新島襄の言う同志社の「德育智育」とは、日本伝来のあの礼儀作法や、御上品な人あたりのよい好人物としての徳であり、技術や、学識を誇り、才能を誇る事であつたろうか。

徳とはあのプロテスタントの精神にみる、自我、自欲をのりこえた、社会への献身的な姿勢につらぬかれた人間の生き方であり、智とはすぐれて、情緒のゆたかさと、日本国民の将来を導くためのたてであつたはずである。それは一方にかたよつた主觀的主義主張や、私利私欲のための方法を学ぶ事ではなかつたはずである。

良心とは、いわゆる=常識とは異なる。愛は、たゞ調和のとれたものでもない。徳は、円満な角のない人の性格ではない。そもそも自由、平等、民主主義、平和は、口先のきれいごとではないのである。それはある時はみにくく激しい闘いの中で勝ちとられ、守られるものである。我々が、戦後の大学のあり方と、その内容を問う時、まず第一に学問は「平和と民主主義とよりよき生活」の為にこそ存在することがゆるされる事を前提としなければならない。

過去そして現在という歴史的事実は、あくまでも事実である。だが然し事実のら列は学問ではない。

学問は、人間が過去と現在そして未来の自然と社会の中から、新しい、そしてよりすばらしい人間の社会をつくるための手段であり道しるべである。人間社会の過去と現在と未来をぬきにして、人間の社会からまつたくかけはなれた、無関係なところにどうして学問が存在し得よう。

科学が社会に背負つてゐる責任をぬきにして学問はあり得ない。その事は世界の自然科学者達が我々に、心から教えてくれているところである。

それは自然科学、社会科学をとわず、「敗戦」という体験をえた日本の

科学者にとつてこれは逃れる事の出来ない責任であると言えよう。

さて、以上のとき、現代社会と知識人、大学の問題日本の敗戦と与えられた民主主義という事は、我々同志社人の基本的態度であらねばならぬ。

学術団サークル、文化団体連盟、体育活動、これらは、学生の自主的な活動として、我々が目さす、同志社人としての謙虚さと、誇りとをつくりあげねばならぬ。そしてその中から、情操豊かな、人間性にあふれる多くの青年を生み出さねばならぬ。

学友会は、学術団サークルが、科学の名にかりた、科学主義におちいらない様に願う。文連傘下のサークルが、誇り高い芸術の香りをわすれ、それが生みだす、情操の昇華と浄化作用を失なつた、まゝごとの様な「趣味の会」にならぬ様に願う。

体育活動がルールを守り、団体生活の規則を失い、自己のサークル・クラブの巧利的な、小さくまとまつた排地的なものにおちいらず、体育を支える精神を、より普遍的なものとしてそだつていく事を願つてやまない。

これらすべての活動は、情操豊かな、人間性あふれる、創造的な精神を、自らの内にやどるものとして有益なのである。学友会は、その様なものとして、全面的な支持と、協力と援助をおしまないのである。

① 学術団傘下のサークル、そして放送局、新聞局に対し、学友会は、同志社が持つてゐる学問的分野の調査及び、学問水準の研究を行なう事を要請する。同志社の学問的土壤を堀り下げ、そこからもう一度、同志社をふりかえり、今後の方針について、学生は学生の手で考えて行くようすべきであると考へる。

② 又最近の文化活動と体育活動に対し、学友会は次の様に考へる「文化

## [II] 政治問題と我々の任務

### (I) 現在の政治攻勢の特徴

我々学友会常任委員会は七〇年に至る六〇年後半の斗争を日本帝国主義の安保再改訂、憲法改悪に集約される帝国主義独裁国家形成に向けこの反動の嵐に抗する生活防衛と権利拡大斗争と考え、次のスローガンを掲げつゝ連続的な大斗争を激発するであろう。

#### スローガン

一、侵略と抑圧を根絶し、世界平和と民主主義を確立しよう。

- ① 学園の帝国主義的支配と再編＝産業共同路線高マスプロ教育の強化と固定化－大学設置基準改悪省令化粉碎、教員免許法改悪阻止
- ② 我々国民の基本人権を剥奪し、再び軍国主義と侵略・抑圧・国内治安の強化を意図する安保再改訂・憲法改悪粉碎
- ③ 安保再改訂・憲法改悪への道防衛省昇格粉碎・第三次防反対・自衛隊法改悪反対国連協力法案粉碎
- ④ 帝国主義独裁国家への道小選区制粉碎
- ⑤ 日本帝国主義の核武装粉碎・原子力艦隊寄港阻止
- ⑥ ベトナム人民の斗いを支持し、アメリカ帝国主義の侵略と抑圧、佐藤内閣の加担政策を阻止し、全世界人民と共に斗い世界平和を勝ち取るう

一、五月二十七日の大阪に於る関西学生統一行動と六月九日の京都に於る三府県学連統一行動を成功させ、東京都学連と共に十一月斗う全学連を再建しよう。

「団体連盟」に対しても、現在の同志社の学部、学科に於いて、美学科をのぞいては、ほとんど学科としていないのが現状である。この事を考へる時、本来的な、芸術文化活動を、趣味的なサークルからこれを脱皮させ、より充実した活動を期待するためには、専門的な図書、専門的な施設、専門的な技術指導のチューターを必要とするであろう。

もし、「文化団体連盟」が、本格的なサークルの発展を考えるならば、この様に、芸術文化活動を保障する諸条件をまずつくり出して行くプランと実行の意欲が必要であると考える。この様な意味での文連の活動は、学友会と一緒にやつて来た、別館斗争、本館斗争によるものである。この実績をふまえて、新しい活動の方向とプランをつくり出す努力が生れる事を期待するものである。

③ 「体育会」について。学友会は、体育会については、我々の出来るかぎりの事をやつて来た。然し、「体育会」活動を充分なものに出来ないものは、体育施設とその条件の不備であり、第二は、練習にともなう多額の予算である。この二つの点について、現在は、多くサークルにまかせきり予算である。この二つの点について、現在は、多くサークルにまかせきりという状況がある。この点についての解説の方向は、学友会予算や、学友会の活動で充分なほどやとりをもたない。学友会は、全学生のものである以上、この点をわざる事は出来ないからである。

然しもし、体育会が、学友会が、学生会館を十年來の斗いで建てて来た様に、長期的なこの運動でおこすならば、学友会は、出来る限りの援助をおしまないとある。その様な地道な活動をぬきにして体育会の発展はあり得ないと考へる。

以上の様な学生自身の活動をどうして、学問的な問題における最終的な問題は、学部、学科の内容としてのカリキュラム問題に対する我々の方向を近年中にまとめる必要があると言う事である。

佐藤内閣と独占資本は階級的流動情況から次の支配体制への転換を五つの危機脱出策で計つてゐる。

- ① 諸反動法の改悪強化と立法化
  - ② 國家財政インフレ政策による需要創設・過剰資本の処理
  - ③ 独占と独占の合併で国際競争力水準に生産力を高めるがそれ迄はダンピングによる輸出拡大
  - ④ 日韓条約・東南アジア閣僚会議と外相会議・アジア開発銀行を軸とした東南アジア中心の過剰資本投下・資源の確保・商品輸出市場確保
  - ⑤ 労働者階級に対する賃金抑圧・職場支配政策を行政権力の発動と反動的思想攻撃を主軸にして遂行する
- しかし、これらの危機脱出策はそれぞれ矛盾を抱するもであり、限界性を持つものである。
- 現在の公債発行規模では需給ギャップを埋めることが出来ぬのみか、既に御売物価が上昇して、好調といわれる輸出の将来に暗雲をただよわせ始めた。
- 更に公債規模を拡大して非生産部門の大量投資を実施しても、数年間で限界に達しよう。危機脱出策の基本である独占と独占の合併も現在規模で国際競争力価値規準に達しているものは鉄鋼ぐらいである。
- 又イギリスの様に、「イギリスをEFCから防衛する」という国家的イドボストを採用することは困難である。

それ故に、国際通商戦が激化して行けば、彼等は重工業独占体内でもガ

デオロギーの下に労働者を包括して、所得政策を実行する程、日本政府と独占資本は「高度成長・所得倍増」に変るべきイデオロギーを提起し得ていない。

日本帝国主義は行政権力を発動して弾圧しながら「企業防衛あつての生活防衛」というエゴイステイックなプラグマティズムに依拠した利己的日本型近代思想による攻撃で、低賃金を固定させる方向を追求し、又大学支配を貫徹して来るだらう。

しかし、十二年の春斗でつらかわれた日本労働者階級の意識状況は社共指導部の裏切りに対し、本能的・素朴肉体的な戦斗性を發揮するという形態をとりつつも、反抗の萌芽を今春斗に示し、学生は早大斗争を筆頭とする全国学園斗争のボツ発として自己を表現した。

## (2) 防衛省昇格粉碎斗争

五つの危機脱出方策がこの様な限界性を持つものであるからこそ、彼等は国内再生産構造の軍事化と東南アジアへの侵略を開拓しはじめているのである。

国際競争戦に勝つて、利潤率の下落を防衛することが出来ず、非生産部門の投資による市場創設が七〇年前後には一循して終焉するものであれば、次に日本独占資本が求むべき延命方針は軍事終済化以外にはない。

軍事化へ傾斜する経済的必要条件がととのつた以上、次に打つ手は政治的な必要条件の完備である。

先ず、政治的な行政権力機構を軸として、転換しなくてはならない。

を確立することは出来ないとしている。

国内的には高度成長・北欧型福祉国家、国外政策は援助は受けるが援助はしない。

国際政治舞台ではマアマア主義という路線を走り続けて行き詰った。

六〇年以後この路線を取りはずし、日韓条約批准を契機に海外侵略に転じたが、一気に憲法を改悪し、天皇制に回帰して、軍事化へ逃げ込むわけにはゆかない。ここに敵の弱点がある。

日本独占資本は利己的な個人と会社の利益との一致はあつても、国家の利益との結合がないという国民の意識状況の打解を天皇制国家主義への回帰に求めるのではなく、中共のアジア侵略という外的恐威を逆に内在化することに求めようとしている。

彼等は一九六九年の中共ミサイル完成に転機を求めていて、先ず、ジャーナリズムに防衛論争をさせながら、早急に防衛庁の「省」昇格をなしこげようとしている。

我々は敵の野望を見破り、第三次防反対・防衛省昇格粉碎の斗いを押し進めなければならない。

## (3) 小選挙区制粉碎斗争

次に小選挙区制であるが、この政策は八月答申され、次の衆議員選挙後に本格的に提起されるであろう。

自民党の中核部分から、小選挙区制が提起される基礎は彼等なりに長期的展望に基づくものであつて、決して一・二年間自民党が不利な情況にあるという判断の下に短期対策として立てられたものではない。

つまり自民党と独占資本が追求する政策が独占の巨大化とプロレタリア

つまり、防衛庁を「省」に昇格し、武器弾薬・特に空軍兵器・ミサイルが独占→通産省→防衛庁ではなく、独占→防衛省にストレートに流れる体制を備える。

第三次防予算規模は防衛省+軍事産業の利益を政治的に代弁する代議士の必要数を持てるまでに達したといわれる。

しかし、このことは現在の戦後日本国民の意識情況からして、極めて困難である。

第二次大戦迄の日本政治は内在的危機を弾圧と外在化によつて克服して日本帝国主義の軍事化に集約することである。

明治維新の全面的国内戦の出発点、鳥羽・伏見の戦役に於る官軍戦略の環も「玉を我が手に獲得する」ことであった。

戦前の軍事化も経済的には三井、三菱、住友、安田以外の新興コンツェルンの化学工業部門が先導したが、イデオロギー的には軍部が天皇制の再強化を称えることによつて、議会を形骸化したまま諸勢力を大政に翼賛させ、権力を集約する方法がとられた。

つまり、ナチズムの様にベルサイユ体制と真向から斗い、これを全面的に否定することに於て、共産党よりネインジョンの利益の為につくすという政策を出したわけではない。

ナチは自己のイデオロギーを確立する為に、過去を否定するスタートラインを画したが、日本ファシズムはそうではなかつた。

現在、政府は天皇への回帰によつて内在的矛盾を統一するイデオロギー

ーの増大、農村の分解と三ぢやん経営の崩壊をもたらし、地域的には東北、南九州、山陰の人口減少と太平洋ベルト地帯、瀬戸内海、北九州市への人口集中を促進しつつある。

石田博英が六一年分析した「自民党の危機」によると、七一年には第一次産業人口が二四%に減少することになつていて。

従つて、この構造変化を考慮しつつ、六〇年以降の傾向を最小自案法で推計し、六八年の得票率自民党四六・六%、社会党四七%と見ている。そ

の上で現実の過程をみると、六〇年一月衆院選五七・六%、六三年衆院選五四・七%となつていて。

しかし六五年の参院選東京都では前回の三七・三%から二一・八%へ転落し、都議選でも前回の四八・二%から三〇・二%にガタ落ちの状態である。

ジャーナリズムによると社会党が地方で減少傾向にあるといわれるが、これは公明党に喰われた結果であつて、決して自民党が伸びたわけではない。

社会党は北九州市、京都市、横浜市で勝利したほか、仙台でも新たに勝利し、保守的大分県でさえ知事を防衛するなど地方で進出している。

ここに自民党が小選挙区制を階級支配の政治基盤確立の基本政策に据えてまで対決する理由がある。

自民党の公明党対策をみよう、公明党が宗教党の性格をしてぬかぎり大選挙区制が生命となる。

それは自民党が公明と野合して現代を乗り切るより、社共を議会から迫落さすことによつて乗り切ることを狙つてゐるからだ。

一 17 —

その結果公明を敵に廻すことになつても、その方が自民党と独占資本に

どつては得だからである。

自民は公明と野合しても現在の階級的流動情況を脱出することにならぬいからである。

公明は宗教党であるが、その階層基盤は小企業家、底辺プロレタリア、分解層農民である。

自民党の独占資本重点政策が小企業家の心を自民党から公明へ走らせているのである。

公明党も自己の基盤を無視して自民と野合することは困難である。

しかし、自民党と独占資本にはもう一つ先の計算がある。

つまり中共が中距離弾道弾を完成し、核ミサイルの砲列を日本に向けて配置する時期を読んでいる。

その時、反共イデオロギーで固めた宗教党公明は日蓮の愛国防衛思想を媒介としてナショナリズムに転化をとげる可能性を秘めている野合はその時でよい。

第三次防で軍の中核部を握った上で、公明を使って国民与論を操作すればよいのである。今は公明党をたたいてもよい。

ここに小選挙区制が公明を敵に廻してまで提起される条件の一つがある。

だが現在、自民党内で議員の小選挙区制実施に伴う利害対立がある。

この決着がつくるのが次の衆院選である。その結果によつて小選挙区制の具体的な内容が規定されてくるだろう。

我々はこの斗争を単なる民主主義の枠の縮少としてとらえて民主主義防衛として戦うならば完全に失敗するであろう。

固めて生き抜いていくための生命線となろう。

それ故に、佐藤内閣は口先では「アメリカの核のカサの下にいる」といひながら、米軍の常時駐留から非常時駐留に切りかえつると公式に発言し、外務省が現在は空軍のみが常時駐留しているという口の裏から、防衛庁は三次防では日本ミサイル部隊建設と、ジェット機国産化を決定した。すでに述べたように六九年前後を転機として中共核ミサイルに対する日本とアジアの防衛という論議が、国内世論の総決算としておこるだろ。

現在行われている防衛論争は、その端緒であり、当分はガロワ戦略等が一般的に論じられるだろう。すでに自民党議員の三分の一はガロワ理論の支持者であり、日本の大新聞の一部は、早くも安保時の論調を決定してアプローチを開始している。

西欧でもダレスの大量報復戦略がガロワの各国防衛以外は現実性がないというのが常識となつていて、マクナマの段階報復戦略は仮のNATO脱退によつて崩れ去つた。日本でこの武核装の論理を簡単に口に出せないのである。このネックを排除するカギが中共の核ミサイルの完成である。

中共の核ミサイル部隊の完成という危機感を媒介として、はじめて日本国民の核アレルギー体質を乗り越えて核武装することが可能なのである。

したがつて独占資本はその政治的大転換に至る過程を、整備期間として位置づけ、先に見て来た如くミサイル部隊、空軍強化、小選挙区制、海外派兵等々の政策を我々労働者、学生、大衆に押しつけて総決算への地歩を固めるのである。

戦後日本の政治体制と国民的イデオロギーが本質的に転換をとげるの

我々は小選挙区制の強行を日帝のブルジョア独裁体制の完結として、防衛省昇格粉碎斗争の連続として斗う必要があるのである。

國連協力法案・海外派兵法案は、韓国や東南アジアに投下された日本帝國主義の資本を守り、アジア反共軍の革命運動弾圧を指導する目的と日本国内の中途半端なイデオロギーを、グッと右に転換させる重要な転換点として打ち出してくるだろう。これで平和憲法は完全に形がい化されてしまうのである。だから狙いの重点は後者になるだろう。

核武装のない日本の軍隊が派兵されても、韓国、フィリピン、インドネシア、台湾等の練えられた反共軍は日本軍に権威を感じないだろう。日本がアジアの憲兵としての権威を持ち得る条件は、日本が帝國主義としての工業生産力にものをいわせ、独自の空軍力、空対空ミサイル部隊、地対空ミサイル部隊を持ち、その上に核を持ち、中距離核ミサイルに対抗して、東南アジア、南太平洋、東支那海の制空権を握つて保証し、日本を軸とするアジア植民地貿易を保証しうる力を持つことである。

核武装が出来ない前の段階で、あえて日本帝國主義の推進者たる政府、自民党が提起するのは日本国民をナショナリズムで完全に包括しえない中間階||過渡期で提期する中間的政策に他ならない。つまり日帝の核武装に至る転換として準備されたものである。これに対する斗争は、この一点を徹底的に暴露し、日帝の野望と対決しなければならない。

#### (5) 日本帝国主義の核武装粉碎斗争

すでに述べたように、日帝の核武装は、日本帝国主義がアジアに地歩を

は、実に、日本帝國帝国主義の「核武装」であり、ここに我々の斗争の結合点がある。我々は日本の核武装に對決する為に、単なる平和斗争だけではなく、これを日本帝國主義の国内に於ける支配形態と内容の転換点、質的転換の時期としてとらえ、日本労働者階級及び全人民の全力をしぼり、アジアの労働者人民との固い連帯の下に、全アジア的スケールで一大反帝斗争を組織しなければならないだろう。

反帝一正に日本帝國主義に対する今後の斗争は、全アジアの階級斗争との連帯の下に斗わなくてはならず、インターナショナルな視点からの階級斗争としてとらえねばならず、こうして、中共・日共の日中友好||中間地帶論と真向から対決していかなくてはならないのである。

七〇年安保斗争は日本帝國主義にとつて何であろうか。日本独占にとって七〇年安保を経済的な観点から見るならば、七〇年前後を転機として、大不況に突入するであろう世界資本主義の中で、日本帝國主義が「軍事経済化」をもつて本格的に對応しようとするものである。即ち七〇年には、六〇年安保による米軍の常時駐留・米軍ジェット機、米軍ミサイル購入という方式は採用しない。ドル防衛を転機として日本帝國主義は米帝に対し空軍の常時駐留のみにとどめ、陸軍は非常時駐留にすべく交渉してきたが、二次防の過程でジェット機の国産化に踏み切り、三次防ではミサイル部隊の完成と共に国産化を狙つてゐる。

日本独占はその延命の為には軍事経済化が必要であり、そのためには「防衛中立」路線から「自主防衛・日米軍事協定」路線へ進むであろう。だから日帝は日共のように「ますます米帝に従属関係をつよめつつ軍国主義

化する」ために安保を改訂するのではなく、米帝と協力して反共路線を強化しつつも米帝に相対的に自立性を強め、アジアに固有の支配圏を確立しつつ、国内の支配体制を固める為に七〇年安保を改訂せんとしているのである。

我々はこのような日本帝国主義の支配体制に対し、「安保粉碎」の政治斗争を突きつけ、基幹産業のゼネストをもつて対決し、国会を戦斗的デモで攻撃し、徹底して安保粉碎の為の行動を起さなければならぬ。

そして帝国主義としての性格を持つ日本の政府に徹底して抵抗しなければならない。そしてそれが徹底的になしとげられるか否かは、正に今後五年間のあらゆる斗いを統一的に連続的に階級的反帝斗争として、斗い抜いて、安保条約の粉碎部隊を創出しうるか否かにかかる。

我々はかかる日本帝国主義の生活破壊と反動の嵐に抗しつつ、肥大し強化する行政権力に對決出来得る全学連を再建して行かなければならぬ。

### (III) 学園・教育問題と我々の任務

#### •はじめに•

##### (1) 早稲田斗争と全国学園斗争

(1)

早稲田「学費・学館」斗争をピークにした学園斗争の全国的な大波（慶應授業料斗争、同大、中央、明大の学館斗争、お茶の水女大、山形大の寮斗争、近大の総長公選斗争、都留文大、高崎経大、法政大の学園刷新運動、横国大を中心とした教育免許法改悪に対する斗争）は自然発生的因素を内包しつつも異常な生命力をもつてレッドページ反対斗争以来の高揚を全国的に示しつつある。

早稲田斗争を契機に商業新聞あるいは総合雑誌から週刊誌にいたるまで「大学論」、「学生の良識論」、「自治論」と百家争鳴の感がある。永井道雄から遠山啓にいたるまで、その観点は「大学の自治絶対論」の立場から現在の大学矛盾に対して中世的大学自治の理念を対置し、私立大学に対する文部省の「ノーボート・ノーロントロール」の国庫補助を要求する点でほぼ集約されている。

われわれは昨年のマスプロの浸透と、学館斗争を勝利していく中で、現在的な大学共同体論を提起し、すでに「大学の自治」のことばで表現されている自治の概念がもはや日本帝国主義の社会的再編過程では、何らの有効性をもちえないことを明らかにしてきた。大学の自治はひとえに大学共同体の主体（学生+教授+教職員）と大学権力—国家権力との力関係によつて規定されるもので、それは何処まで獲得されているかが不断にわれわれの斗争によつて確認されるものにすぎない。

現在の日本資本主義の危機の深化のなかでの大学矛盾は「理念対置」「自治論」では、もはや切開しうるものではなく戦後の反権力・自治の皆としての大学が存在しないことも、われわれに明らかにしてきた。

一九五〇年代の教育二法・勧説から大管法に至る国家権力の反動文教政策に対し、戦後階級斗争の昂揚の中で勝ちとつた「憲法」と「教育基本法」の理念に表現される大学制度の一定の進歩性と独自性を基盤に憲法理念を対置していくた運動は現在の日本資本主義の局面においてはその破産を証明されている。

五十七年～五十八年ごろからはじまり六十三年ごろから全面化した大学の資本による直接支配と合理化—大学の支配体制の帝国主義的再編—大学の帝国主義化のもとでは資本の政治的攻撃と経済的攻撃が一体化して展開され、それゆえ学生の政治的、経済的対応も一体化して明確な資本の存在を意識し、学園斗争が反帝斗争として展開されるという現在的な学園斗争の社会的性格が明らかにされねばならないだろう。

(1)

公債発行、公共料金値上げ、他方での労働強化—合理化—賃金抑圧—首切りといふ日本資本主義の大衆収奪による危機の打開の方向—日韓会議以降表面化してきた日本帝国主義の社会的再編過程は個別資本の一体化のなかで行政権力強化・国家財政の市場化・警察力の介入などの形で国家が社会的再編の過程に強引に介入し民衆を中心とする労働組合指導部をも労働貴族化していくところの過程である。

市場問題の顕在化と資本の内的強化をかかえた日本帝国主義の重化学工

園斗争の性格を示している。

現在の自然発生的なエネルギーの基盤こそは、社会生活の危機を基底においての大学の資本の支配の強化と収奪への矛盾の累積として、一体化した教育資本と国家権力に対する大衆的な反逆が開始されたことである。

(1)

早稲田の斗争は「私学經營の危機」、「大学理念の喪失」あるいは「国庫

補助要求”（国庫補助要求斗争は資本制社会において国家が払うべき金——労働力の生産費——を国家が払えと要求するにすぎない斗いである）などの形で集約される斗いでは決してなく日本帝国主義の社会的再過程における大学への攻撃に対して、明確な反帝の立場で斗うことである。現段階では大学も反帝の立場に立たない限り真理はあり得ないのであり、“平和と民主主義”“自治権擁護”的運動はその限りにおいて反帝国主義に転化する基盤が与えられているのである。

「大学の帝国主義化」の阻止にあり、それゆえ現情勢においては学館斗争、

と教員免許法の法制化に対する全国学園での斗いでもある。

全国学園斗争の普遍性、それが日本帝国主義の社会的再編過程に規定された大学の帝国主義化というなかで出てくる以上、拠点斗争に対する全国的な決起と、統一された斗いこそは決定的に重要であり、寮、学館、授業料を軸にしたところ課題別全国共斗の結成が急がれねばならない。

反帝という意識性をもちつつ「平和と民主主義」の次元にいる学生大衆を統一戦線戦術を媒介にして高めるものこそ全国共斗であり日本帝国主義の総路線に対する反帝全学連であろう。

## (2) 戦後教育の反動化の過程

十一

くずし的に掌握する方途に全力を注いだところの政策完遂の特徴的な性格を露にしてあまりある。

戦後の日本教育制度は、大学に関する特別な法的支配機構が脆弱であつたことから、種々な官僚統制によつて（それは主として財政上の操作による）大学の教育、研究面にまで国家意思が侵透し、内実において既成事実化することによつてかかる法法不備をうめてきたのであるが、いまやかかる既成事実が法的不備を凌駕し新たな法的根拠を要するまでに至つた。という戦後日本の政治過程そのものの露呈を明らかにせざるをえない問題として今日の帝国主義的再編過程の教育の新たな国家統制の性格があるのであつて、その中で、この大設令改悪は主要な側面をになわされていることは明らかである。即ち戦後教育の既成事実化の集約をもくろむと同時に、新たな再編過程の重要な基盤を形成するものとしてこの大設令の改悪はあるということである。いわゆる直接的な官僚支配の実態である事務職員の中央集権的な垂直支配機構を軸に教育内容、研究内容を財政操作による間接的統制支配で進めてきた文部省はこれに止まらず自らの「ヘゴモニー」によるかかる既成事実の集約と新たな帝国主義的再編の基盤を形成するため法的基準をもつて直接的に画一的な教育研究内容の統制支配へ乗り出すべく準備されたのが、今回の大設令改悪の根幹をなす意図であるといわねばならぬ。

従つてこゝで概略述べることの内容は大設令の改悪の意図を右の視点に止め、日本帝国主義の教育攻勢の新たな局面を戦後過程集約と同時に質的転換への基盤の形成としてとらえかかる歴史的過程の局面における性格と位置づけを明らかにしようとするための討議資料である。

## (二) 出来あいの理念としての「民主化」教育

敗戦から占領下政策

戦後日本の教育改革は、占領下において遂行される。四五年九月の文部省声明「新日本建設の教育方針」は、「今後の教育は益々国体の護持に努むると共に軍国的思想及び施策を払拭し平和国家の建設を目途として」と述べているように全く戦前の教育観念を払拭しうるものではなかつた。敗戦による荒廃と旧秩序の崩壊の中で新しい権力の創造へ進むべく方途を見失つた日本人民の斗争が占領軍を唯一の寄りどころとしたところに占領軍分野にわたる改革の意図が「日本の民主化」「日本の近代化」という上からの改革として遂行しえたのである。

配・抑圧、収奪に対して激烈な抵抗運動を展開している。早大横、浜国大の斗争を筆頭に全国諸大学の右の諸課題に対する鋭い斗いの展開は、戦後五〇年代を貫いたところの民主主義擁護を基調とした諸学園斗争の終を実証するものである。それ故にかかる諸斗争の展開は、単なる「教育斗争」の性格にとどまらない社会的政治的性格を露にした運動として表現される。そしてこのことの意味する事は六〇年以降の新たな日本独占の全人類的な収奪と帝国主義的再編過程の中における教育新体制化への攻勢に抗すべき新たな運動を全国的な課題として結集する部隊へと引きつがれることの必要性を説いているといわねばなるまい。

いつていい。このような新教育の「民主化」による法制化は、主として右の「報告書」にもとづき一一年八月設置された「教育刷新委員会」(一四年以降「教育刷新審議会」と改称)において検討されたということになっている。

戦後教育問題に関する諸斗争諸論議は、殆んど憲法ないしはこの時期に法制化された教育理念をもとに、それを唯一のよりどころとし、あるいはその解釈をめぐつて是非を論じられ争われてきてるが、こゝには注目すべき二つの点が存在する。

一つには、占領下において、それもその占領軍政策によつて民主主義が遂行実現されるといった幻想がかかる「民主化」政策を歓迎したことであり、政治権力の中が占領軍によつて掌握されてることを前提に、個人主義による「民主主義」を基調とした地方分権的行政を当の占領軍が説いたという矛盾は戦後「民主化」の单なる上からの限界といつたことに止まらない根本的な政治偽瞞を露呈しているのである。敗戦によるかかる「民主化」の運命は、眞に民主化を必要とし、戦後改革の主導権を掌中にすべき日本人民の寄生的、補完的な思想の破壊を道連れにすることなく温存したところにその歴史的役割が果しえたのであつて、内実はともかく出来あいの形成を導入することに期待した「左翼思想の倒置した認識」の運命に連らなるものとして存在した。

更にいま一つのことは、戦後の上からの「教育改革」の形式が既に当時において財政的な権限を分与するといった措置を考じられることなく出発したことである。大学の自治、教育行政の地方自治が表面で唱われながらもそれはなんらの財政的保証が裏うちされたものではなかつた。大學においては、戦前の特別会計制を廃止し、新制大学の誕生と同時に大学

半へ移行する時期において画期をなすのである。

### 〔三〕「产学協同」と「思想反動」としての諸政策

#### ■ 日本資本主義の復活・膨脹期 ■

ドッヂプランの強行から朝鮮戦争特需を経る過程で復活の基盤を形盤を形成した日本独占資本は鉄鋼、化学、電機、織維部門を中心とする民間基幹産業部門の確立を目指し、他部門における収奪と合理化の犠牲の上に技術革新の導入による生産性の向上を至上命令として生産、流通、管理の全ゆる部面での機械化、生産の巨大な集中集積を成すことによつて、日本帝国主義は必然的に社会構成の変化をもたらさずにおかない。このような第二次産業部門の主導による経営、管理機構と国家機構の合理化と拡大を背景に非筋肉労働者の比重が増大し、管理事務従事者、中級高級技術者の需要に生んだことがその主要な社会構成上の変化に他ならない。平たく言えば「中産階級化」「ホワイトカラーフ族」「サラリーマン群」と呼ばれる現象を著したこと、それである。

戦後新制大学の誕生を「駆弁」大学といつたように大量の青年男女を粗製の高等教育に抱え込むことによつて右の需要に対する供給源を作り出すことに成功したのである。従つて新制高等教育特に大学の簇生による大量の人材養成||労働力商品化としてのプールはそこに生活する学生の社会的政治的階級構成の特殊な階層を形成するに至り、学生の層としての結集基盤を醸成したと云える。独占の意図する生産性の向上、安価な高中級技術者、管理事務従事者の創出による中産階級化へのプランと大学政策の結合は、それ自体単純なコースをたどつたとはいえない。

大量に層をなして創出された学生は戦後「民主化」の落し子として自己

財政を一般会計にくみこみ、大学の財政については全て文部官僚による直接的な統制を強化することによつて大学の自治の形骸化を図り、教授会は執行力の持たないおしゃべりの機関と化し、あるいは陳情団と化したばかりでなく、教授の研究テーマにしてさえ文部省援助費という名の下に金を引き出さねば進めるとのできないような極めて露骨な財政的締めつけの下に「民主的」教育の場がたゞされていたということである。

かくして戦後激動期における左翼的ヘゴモニーの喪失の中で遂行された「民主化」教育は戦後日本の諸「民主化」政策と同じく、出来あいの理念と行政制度の枠を超えた新たな理念を自主的に創造することの出来ない左翼思想の貧困と量の弱さの表現としてそこに寄生し、補完物たろうとする運動パックボーンとして幻想化されて生き延びるのである。そしてこのことは同時に、戦後日本帝国主義の復活を急速度に成しえた基盤を自ら形成したことは言うまでもない。従つて戦後の教育問題にしても、行政的に戦後「民主化」を背景にした新たに「豊富化」という名の下に既成事実の進展を図り、それをよりどころとしたところの「実情に合致した」諸政策の改訂へと常にヘゴモニーは行政権の掌中に占められる結果となつことは異とするにあたらないのである。

そしてこのようない延長上に朝鮮戦争以降の五〇年代を貫ぬく反動攻勢とそれに対する「民主化」斗争が展開されるのであるが、朝鮮戦争後日本帝國主国主義の復活が急速に進められることによつて戦後「民主化」の反動に止まるところの攻勢ではなく、同時に民間の基幹産業部門を荷なうところの重化学工業部門を軸とした新たな資本蓄積様式を形成することによりて帝国主義的膨脹を準備すべく攻勢として展開されたところに五〇年代を貫ぬく基本的な特徴がある。そしてそれは、五〇年代前半から五〇年代後半へ移行する時期において画期をなすのである。

この存在と主張を規定するのに対し、独占のかかる「民主化」を超えたところの労働力商品化政策は、必然的に学生に対する思想的と攻撃経済的取扱の二重の抑圧として学生層に対決しなければならない。こゝに五〇年代を貫ぬく学生運動の性格があり、抵抗運動が秩底内運動に集約されるといつた弱さの露呈もまたこゝに内包することをみなければならぬ。

殻を破つたヒヨコを再び殻にとじこめようとするがごとき「民主化」要求の運動性格を克服することの出来ない戦後反体制運動の中で、独占の帝国主義的復活は国家権力の反動化と経営の近代化という珍奇な様相を呈しながらも生産点での労使関係秩序を形成し新たな膨脹を準備したのである。独占の教育政策にしてもかかる状況と軌を一つにするところの大学の深部からの変貌はなしくずし的に遂行され、それは主要な二側面から展開された。

一つは、いわゆる「产学協同」と呼ばれる諸政策の展開であり、いま一つは、「思想反動」としての諸政策の展開である。前者は「戦後民主化」の軸を経済復興、産業の興隆に置きかえるべく思想的攻撃を王眼とした政策として行政的侵蝕と財政的操作によつて進められ、後者は、この前者への既成事実化を基盤とし、又あるいはより促進するものとして展開されたところにその特徴がある。

独占資本、文部官僚は、かかる諸政策の展開に際して、「独立国としての地位を回復したわが国が、新教育体制に対して反省検討を加え、漸次改善充実を図る段階」として、戦後「民主化」が主として法令上、制度上の形式的な面に止まつてゐることを指摘し、その「実質的な裏付け」の必要性を説くといった形でなされたのである。

このような事情を文部官僚の次のように述べてゐる。「一七七年以降は、

……なかなか広く国民の間で問題になつてきたのは、道徳教育であり、さらに地理、歴史教育の改善、児童、生徒の基礎学力の向上等の問題があつついで起つた。また、この時期は、わが国の産業経済が戦後復興の域を脱して、技術革新を基軸とする高度成長の段階に移行するときであり、世界の視聴を集めめるようなその飛躍的発展に伴つて、科学技術教育の振興の緊急性が力説され、教育課題の改善や特に理科教育および、産業教育における必要施設設備の整備充実に対する要請が強くなつた」と。

又大学内においては受託研究員制度、工場実習、独占の教育投資、私学の学生収奪による工場化等々深部における独占資本支配が侵透し、学問の自由、大学の独自性は掘りくずされ、資本の前に研究テーマ選択の自由さえも身売りするといった現象が進行する。

一方このような資本攻勢と収奪の中で学生層の動向は、かかる浸透への抵抗と容認との拮抗の中で動搖し、生活への不安と体制の質的転換への便乗といった傾向を露はにする。このようにして形成された戦後「民主化」の内実の実態は、新たな法的秩序を求めて、制度化の拡充という名の下に進められる。それは主として行政的措置に法的権威を付与するといった性格を持つものである。産業教育の準備、「産業教育振興法」の公布（五一）年）「理科教育振興法」の公布（六三年）を端初とする行政的立法措置に、力を注がねばならないと力説する。

そしてこのようないま張は、國家財政投資を上廻る積極的民間企業教育設備の進行を受けて ①国立工業教員養成所の設置 ②大学院、学部の理工系の特典的拡充 ③企業技術者の大学導入 ④理工系学部（科）の施設設備の拡充 ⑤理工系教官の研究費、経費の増額を実現する等々の「产学研同」化路線の全面的展開の窓口を引き受けけるべく準備体制が整えられた。今年度最終年度をむかえた「国立文教施設整備五ヶ年計画（六一—六六年）においても科学技術系施設の整備、新設（研究所、研究科、実験諸施設等）が重点施策になつてている。

六年三年制の国立工業教員養成所が九国立大学に設置され、翌年に至り先に見た日経連の要求を「新産業都市」政策との結合の下に五年制の戦後版高専として結実される。

主要大学における独占の教育投資の実態を概略すれば次の如くである。

阪大、①講堂（一億八千万円、関西財界「大阪大学後援会」）②松下会館（六千万円）③工学部熔接工学科、応用化学科、電子工業科各新

## 四) 「産学協同」の全面的な展開

五七、八年以降の解放経済体制に突入する日本国家独占資本主義は「新長期経済計画」「国民所得倍増計画」（六〇年）を軸に人的能力の向上と科学技術の振興を唱い文句に科術教育の振興策を露骨にした産学協同化への質的転換をとげるのである。そして文部官僚は亦、かかる独占体の圧力を背景に想をねるのである。

即ち「わが国の産業構造の高度化、すなわち第一次産業の相対的後退、重化学工業を中心とする第二次産業の伸張と共に伴う第三次産業の発達

館の建設費 ④理学部酵素化学研究所の新設等、

東大、 東大経済学振興財団設立（四億五千万円、 鉄鋼、 石油業界、 銀行の援助）

一橋大、 一橋大学財団の設立、

慶應、 ①工学部予算の四五%が外部資金金 ②経済、 商学部予算の三〇%が外部資金（各六四年度） ③産業研究所の設立、

早大、 ①理工学研究所 ②生産研究所の設立。

①電気、 電子、 治金などの研究室の建設費 ③閔雷会館の建設

費 費 東工大、工業振興会の設立、等々がある。

— 26 —

このような「産学協同」の進行は全面的に大学の巨大な膨脹をもたらし、これにみあつた一方での官僚支配体制が国家から地方大学の事務職員

よつて表現され五五年以降画期をなす産学協同路線への基礎を固めることとなる。

生産性の向上、技術革新、高度成長へと膨脹する日本独占の過程に即応したところの「新経済五ヶ年計画」（五七年）と直結した「科学技術者養成拡充計画」（六〇年までに理工系学生八千人増募）を打出し、五六年に設置された「科学技術庁」「科学技術振興財團」等経団連を中心とする独占体の指導の下に東大、阪大等への資金導入を積極化した。更に政府諮問機関の「科学技術会議」を設置（五九年）するといった官民一体の攻勢は五九一六〇年にかけて主要企業一九八社の教育投資総額が二三億円にのぼつたことから、その意図するところがいかに緊急かつ不可決な独占要求であつたかが窺いうるのである。民間主要企業の強力な労働力供給源に対する資本投下の先導は、国家財政の貧困を補うに足るだけの蓄積と更に国際市場競争における強蓄積確保を目指すところの至上命令として取組まれた

に至るまで深められ系統化されている。教授会の独自的機能の喪失と敗政的自主権の全くの骨抜きによる貧困化は研究者である自己を資本の要求する企業下の技術研究者に身売りすることによって、形式的権威の保身と生活権を確保し、学問研究の独自性を放棄するがゆえに、教授は学生に対する権威を職業紹介の量によつて保持する。

かかる總体としての過程は理工系にとどまらず、経済、法律、商、經營の各学部でも特徴的に見られる事実であり、これらの進展を「理工系ブルム」と呼んでいるが、少くとも独自的な学問の学展の中で必然的に要請されきていているものではない。独占資本の生産性向上、技術革新、海外膨脹をもくろむ投資競争、それを受けた「高度成長政策」が「科学技術振興」のあい言葉を生み、開放体制に備えるための技術者供給源を大学の場に求めたことにはならない。

そしてこのような日本独占資本の教育に貫した絶大の関心と強力な介入が戦後「民主化」改編過程の主たるケン引車となつたのであり、このことと一定の成熟を実現してこそ政治的改編化への主導権を行政権に集中したといわねばならない。

#### (五) 「中教審」を通しての教育の体系的な再編

##### ■ 安保斗争と大管法斗争 ■

一方以上のような背景を通して、思想的、教育反動の展開は、初等、中等、高等教育の教育内容、教育行政の改悪と中央集権化、部分的制度の改編へと進められる。

教育課程審議会の道德教育についての答申とそれの強行、理科教育の振兴、初頭中等教育局に視学委員の設置、大学学術局視学委員の設置、等に教育課程審議会の道德教育についての答申とそれの強行、理科教育の振兴、初頭中等教育局に視学委員の設置、大学学術局視学委員の設置、等に

このような教科内容、教育行政制度、身分的統制に及ぶ教育の国家支配の転換は、戦後「民主化」の教育制度を根本的に法体系をもつて改編するといったことではなく、部分的に戦後教育の改善、拡充という名において、「憲法」「教育基本法」の理念を形骸化することに主力を注いだ。このようであつたから、結じて五〇年代の基調は、社会構成の著しい変貌を直接反映した大学の大衆化をもたらし、学生自身を労働力供給源として掌握する資本の直接支配の深部からの進行と政治的思潮的圧力との反発力として抵抗運動は「民主主義」防衛という思想をかりて大衆の諸要求を表現した。それは五〇年代の政治—経済斗争の秩序内運動としての歴史的限界性であった。

しかし、このような五〇年代を貫ぬく過程の中で次代を荷なう新たなハゲモニーの創造は教育部門にあつては、五二年教育刷新審議会を改組した「中央教育審議会」にたくされていたとみなければならない。この「中教審」の活動は、初期にあつて、戦後「民主化」の実態調査という性格を持ちながら「民主化」が実情にそぐわぬことの現実を明らかにし、それが一定程度で遂行されると、より積極的な教育の全体系的再編を主導する思想的中枢として、登場する。五〇年代末より六〇年代前半を貫ぬく「中教審」路線の先導と主導は、何よりも社会的な思想教育の日本の特殊性を強調することによりその活動分野を拡大し、制度的には大学の教育改善に伴なう管理体制の法的秩序形成を主張するに至るのである。

近年いわゆる「教育界」のみならず社会的、政治的な巾をもつてマスコミを中心に世間の耳目を集めた「期待される人間像」の「中教審」答申の発表は、右の「中教審」活動の持つ性格をいかんなく發揮したものであり、倫理、教育の社会的、政治的観点よりする露骨な思想攻勢としての主

より教育現場の國家的統制機能を強化しながら教育内容の実態とそれへの対処を図つた。初等、中等教育局教科書課調査官を設けたことも軌を一にした対処である。

このような五五年を境とする全面的な国家統制による教育「民主化」の転換は、「教育委員会法」廃止、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」制定によつて地方分権教育行政を中央集権化し、①教育行政と一般行政との調和 ②教育の政治的中立 ③教育行政の財政的安定を唱い、教育委員の任命制、教育長の認制、首長の財務権、教育委員会予算、条例原案の送付権の廃止、学校管理規制、文部大臣の措置要求権を認めるといった戦後「民主化」否定の画期をなした。

そしてこのことによつて、五四年に「学校教育の正常な運営を妨げ教員の政治活動から教育の政治的中立を確保するため」の教育二法の制定と合わせて、社会科改編を主要な性格とした、学習指導要領の改訂が進められる。

五八年には小中学校（六一年度より実施）、六〇年には高等学校（六三年度実施）の新しい学習指導要領が発表され、この改訂にあたつて、「学校教育法施行規則」の一部改正により、従来学習指導要領の性格が法令上必ずしも明らかでない、いわば参考資料的な基準にとどまつてゐるとして、その基準性は法的権威の裏付けをもつて強化された。こうした措置を考え中で教科書検定を強化し、国定教科書無償配布へと統制の目的は完成されてきたといえる。加えて、このような国家統制教育を未満にまで徹底するための措置として教員の勤務評定が導入され、各種の講座、講習会の実施によつて現職教員に対する再教育を強行することによつて、法的秩序の内実を整えるべく教育行政の任がいかんなく發揮された。

五〇年代前半の勤評警職法、安保に至る過程での学生運動の優れて政治的な登場をなしたことにその直接的原因は求められる。文部官僚は直接的な当事者としてのうねぼれに加えその立場よりして深刻な新制大学再検討へ乗り出し、次のように述べている。

「学生における学生活動は、本来新制大学の理念に基づく教育的なものとしてとりあげられてきたのであるが、このような一部学生による学外の過度の政治活動と大多数の学生の無関心との両極的現象は、新制大学の学生生活のあり方および学生補導に関する大学の責務について当事者に深い反省を促した」と。

こうして六〇年五月当時の松田文相は「大学教育の改善について」「中教審」に諮詢した。この諮詢に対し「中教審」は三年越の審議といふ慎重なボーナスをとつて、「大学の目的、性格について」（六一年七月）「設置、組織編成、管理運営および入学試験について」（六一年一〇月）の中間答申を経て六三年一月に最終答申を行なつてゐる。この「設置云々」

答申が六二年の「大学管理法案」を生み、大学の自治に対する文部省権限の強化をもくろみ、教育研究、行政事務の法的二系統分離を促進しようとしたものであつた。いわゆる大管法案の安保直後における大学への国家統制への法的公認は、従来かかる法制化を拒否してきたところのオールドリーラリストを含む自治の形式的信奉者をも憤慨さす結果を招き座折する結果となつた。然し当時の官房長官の言にもあるごとく「執行猶予」にすぎないものであつた。

この「大管法案」に至る背景を家永三郎は次のように述べている。

「戦後では教官の人事権が大学に帰した一方、高級事務職員（課長補佐以上）の人事事件は完全に文部大臣の手に専属することとなり、大学側はこれには一切公の発言権を失う結果となつた」だから「もはや國家権力は、財政を通しての遠隔操作などといったまわりくどい方法では満足できなくなり、文部大臣の直接統制を法令の上ではつきりと打ち出そうとする決意を固めるにいたつたのである」と。（思想一九六二、九号）そしてこの見解を裏付けるための発言として、文部次官の「国費で成立している国立の大学については、もう少し文部大臣の監督の権限が認められてしかるべきではないか」との説明の一匁を記している。

更に、文相の「中教審」諮問の翌六一年文部省は直属の学生対策の国家的系統を強化するために「学生部次長」制を施行した。

最初にも若干触れたように、従来、大学管理運営面の法的体系が不備であつたということ、そのことをもつて、「大学の独自性」「大学の自治」をあたかも保持しているかのような錯覚に陥つていた「大学の自治」信奉者の独善的自治意識が崩壊する過程として見のがすことのできない画期をなすものであるものである。

支配の進展は、教授学生を含めて徹底した独占下の容認、柔順を強いる法体系秩序へと集約される中で、深部における容認と反発との拮抗は具体的な課題を媒介として局部的な独自な抵抗形態を生み出さずにはおかないと。昌頭に述べた諸学園斗争の展開は、正に六〇年代後半を主導する学園斗争の端初をなすものである。

もはや、「民主化斗争」の抽象的空念仏で抵抗運動を口にするならば、大衆は自ら理念の空洞化をうめる努力にかえて、抵抗を拒否し、保守化の傾向を深める過程に順応し、突破の鍵は失われるであろう。

以上の観点より、再び「大設令」改悪について触ることとする。  
戦後五六年までは、大学の設置基準については、大学規準協会決定の「大学基準」に準じて独自的な認可基準をもつて運用されていた。この「大学設置基準」を文部省省令として定めたのが現行の「大設令」である。

今回の「設令」改悪の内容は次の二点に集約される。  
即ち ①教養科目の削減 ②専門単位数の増加に伴い自宅学習時間の減少をもたらす、ということである。

しかしこの改悪の意図は單なる単位数、時間数の量的問題にとどまらない深い内包している。先ず一般教養科目の削減は当然にも社会科学系科目があげられるであろう。

このことは、社会科学系科目II左翼学生運動の基盤といつた機械的な倒置した物の考え方によるところ大であるが、そればかりとはいえない。一般的教養科目的設定は新制大学的一大特色をなすものではあつたが、従来から、戦後の学生の知的水準云々といった形でマスコミでの一般教養批判がなされてきたが一面的にはその批判も故なしとしない面があることに注意しなければならない。

#### (六) 閉鎖的な自治概念の崩壊

##### ■ 日本資本主義の社会的再編の中で ■

大学に関する法的規定を管理、運営面にまで及ぼそうとする試みはこの「大管法」を端始とするのではない。戦後四八年の「大学法試案要綱」翌四九年の「国立大学管理法案」（大管法起草協議会）として提起されたが、いずれも「家法」民主主義を出ることのできない大学人の「進歩性」に反対され、阻止されている。

日本の大学の自治については、戦前にその内実を形成したと一般的に云われているが、その特徴は、大学のみを「治外法権」「特別扱い」とするといった閉鎖的仲間意識の保持に「自治」なる概念を樹立したことにある。

大学それ自体を何か超歴史的、超政治的な不可侵的な存在として説く以外に自己の「自治」を保持できなかつたところの思想的弱点が暴露される。「大管法」のもたらしたこのようない「自治概念」の崩壊は、今日の諸学園斗争の展開の中で、益々その「法的自治」への過程と歩を進めている。

東京大学発表の「大学の自治と学生の自治」（最近の学生自治活動に連して）（六五年十一月）の内容もまた従前の一般論を引きのばしたものにすぎないのであるが、これは直接的に学生運動に対する勧告であり、弾圧であるという点において、「法的自治」への道を開くものであろう。

従つて六〇年代後半の課題は当然にも次のような過程を辿らざるをえないであろう。

学生層は、強烈な資本攻勢による大学の工場化と経済的二重収奪の枠内に押し込められ、これに対する容認と反発との両極の中で動搖する。加えていわゆる「中教審」路線と呼ばれる一連の教科内容、制度的統制、管理制度をみた場合、当然にも批判の対象とならざるをえない。それは、戦後教育、思想入主導権をたくされた「民主的」教授が、一般教養の形式を重んじるのあまり、内容がきわめて教科書的、切り売り的であつたがために、学生はかかる形式のもの「画期的意味」につくことよりも、かかる一般教養科目には魅力の乏しい存在として無視するといった状況が進行した。だから、マスコミの一般教養科目よりする価値尺度で学生の知的水準をみた場合、当然にも批判の対象とならざるをえない。従つて学生は、かかる無意味な一般教養科目の二年間に、自らの学問への情熱とその社会的、政治的任務を獲得する場として、研究会、自治会の活動に学生生活の意義を見出したことは極く当然なことと云わざるをえない。こうしたことにして、学生生活の研究、自治活動の根底を破壊しようとすることが、今回の「大設令」改悪の意図である。

このことはばく大に膨脹した大学生の層としての社会的、政治抵抗部隊としての登場を根底において阻止しようとするものであつて、このことの結果として一般的に云われている大学の国家統制、大学の分断的系統（序列化）への国家支配が可能となるのである。従つてかかる攻勢に抗する運動の展開は、既成の出来あいの権威を利用するところの補完性によつては望むべくもない。研究活動と肥大した学生層の社会的、政治的任務を結合するところの思想性と論理性が問われることもこの一連の帝国主義的海外膨脹下の再編成に備える課題への主要な鍵を握りてゐることにあると云わねばならない。

このことはとりもなおさず、国際的舞台を背景に登場する、日本帝国主義の海外膨脹、防衛問題（第一次防計画、防衛庁の国防省への昇格、海外派兵等々）、戦後議会制度の改編（小選挙区制、国会法改訂）、全面的法体系の転換（刑法、憲法の改悪）等々に抗する斗いへの展望へと引きつが

れてめくところの、全国的學生運動の質的転換を意味するであろう。教育問題は正にこのような政治的、社会的な帝国主義下の諸体形の中に位置づけられることは云うまでもない。

### (3) 「大学設置基準の改訂省令化」と

#### 「教員免許法」の改悪

大管法でもつて一定の大管支配を貫徹させようとした政府—自民党は、その法制化が京都府学連を中心とした学生運動によつて阻止されるや、迂回作戦をとり、一方での産学協同の進行と他方で、事務官通達を通じての寮・学館での自治権はく奪で全面的攻撃を開始した。その攻撃は現在「大学設置基準の改訂省令化」「教員免許法の改悪」「私学法改悪」でもつて最終的に整備されようとしている。

#### (1)

大学設置基準改訂の省令化の内容とは ①現行三十六単位の一般教育科目を二十四単位に削減する。②一単位あたりの履習時間は現行通り四十五時間とするが毎週一時間の授業という現行基準を毎週一、五時間行なうようにする。③教養学部を分離する方向で進める—というのが主である。大學設置基準の省令化の内容をみてみると総括的事項としては「大学設置の最低基準」という言葉が削除されている。

一般教育課目の減少は戦後新制大学の理念である「市民教育理念」「全人格の形成」という大学にかわり、視野の狭いスペシャリストのみを育て、それを資本家が統制することを目指すものであり、授業時間の延長は、教授と学生との「教育と研究」「学術・文化の創造」の場としての大学から六十一単位に)は、従来のあいまいな免許規準を「教員になるためのレール」としてわくづけをし、教育系大学、学部では国家規準による免許状をとるための教育だけしか行ないえず目的大学化はますます進行する。この教育系大学における教員養成の一元化は、ことに一般教育科目がほとんど追放されることによって、教育系大学、学部の單なる体制に従順な「教員養成所」への転換を意味するものである。教育過程の国家規準(六・一二二建議)を免状取得基準として一般大学での単位修得を不可能にするところの閉鎖的教免制度は、「巾広い一般教養の知識」の上に立つた「高い専門的水準」での「全ての学大、全ての学生の教免修得」という戦後教員養成制度の完全な否定である。

#### (4)

「大学設置基準」と「教免法」とで進行している大学の帝国主義再編の過程は「私学法」の改悪でほぼ整備を終えるであろう。早稲田斗争を教訓とした国家権力の「私学法改悪」の構想は、私学の経営危機に対しても一定の国庫補助を与え、それと引きかえに「私学内部の財政・教学内容・教員構成などを文部省に報告する義務」を負うもので、これは雀の涙などの私学援助に引きかえに全面的な私学の国家統制を計るものに外ならない。

早稲田斗争を契機に具体化された「大学設置基準の改訂」「教免法の改悪」「私学法の改訂」「教免法の改悪」「私学法の改悪」こそは中央教育審議会の答申にそつた国家権力の全面的な大学掌握としてあり、その基本線が「独占のための大学の再編成」と「独占のための大学生」の育成にあ

れてめくところの、全国的學生運動の質的転換を意味するであろう。教育問題は正にこのような政治的、社会的な帝国主義下の諸体形の中に位置づけられることは云うまでもない。

学の特殊性を单なる一方的な「教育の場」と転換させるあらわれであり、授業時間の延長にともなつてマスプロは一般化するであろう。戦後四年新制大学の特色は、教養科目の設置と人文・自然・社会科学などすべての知識をうるために制定したものであった。しかしながら現在の日本資本主義社会はあらゆる知識と批判精神とを身につけた学生を要請するものではなく、明らかに機械化されて資本に従順なる人間の養育を要請している。「専門学校的な技術人養成所」としての「大学」と同時に、この設置基準は大学を企業の研究的なものに傾斜させていき、さらに「大学施設、教員組織から学部・学科カリキュラムにいたるまでの内容の年次計画の提出と履習状況の報告」を義務づけていることは明らかに大学の国家統制を狙うものとして存在している。

#### (II)

教員養成制度—教免改悪の主要な点は、①教員免許に必要な単位数が大幅に増大され、②従来のあらゆる学部で取得できた教員免許を教育大学部に限定する。一般大学では必要単位数の上昇によつて実質的に教員養成ができないばかりか、その認定規準については文部省が厳重な規制を設ける。③教員免許取得後、上級の免許をとろうとすれば(現行では一定期間在職していればよい)国家試験を受けねばならない。④学芸大学は教育大学へ名称変更するとともに、それに伴いカリキュラムの変更が行なわれる。(即ち一般教育課目はほとんど追放される)

以上の教免改悪の本質は何か。これは最近の教師の質的低下が、教員の社会的地位の矛盾(給与の低さ、学力偏重主義、教育委員会の教師への弾圧など)からくることの解決抜きにして質的低下すべての原因を戦後の開放的教育制度—各大学独自での教免修得制度—の欠陥ときめつけることである。

#### (4) 同志社のかかえる問題

##### ■ マス・プロ化状況

昭和三十一年当時の学生数が一〇、一九九名であったのに対し、一昨年は一四、四九〇名、昨年は一六、一九七七名、本年は一八、八一三名と学生数が飛躍的に増大しているのに比べて、教員数は昭和三十一年二三〇名、一昨年三一〇名、昨年三四四名そして本年は三三八名となりており教員数の増加は遅々としている。

具体的に言うなら、教員一人当たりがうけもつ学生の平均数は昭和三十一年には四四名であったのが、昭和三十九年には四六・七名、昨年が五四・

四名、今年が五五・七名と年々増加しており、国立大平均七・一名、私立大平均二〇・二人と較べて、かなりの教授数不足が明確になつてゐる。(ちなみに早稲田大学四四・八名、立教大一八・二名)

さらに学生一人あたりの校舎坪数にしても同志社は一・二二一坪で国立平均五・七三坪、私立大平均一・四七坪に比して著しく少ない数字となつてゐる。赤レンガの一見アカデミズムの陰で、全国私立大学でも屈指のマスプロ化が教室数と教授数の絶対的不足としてあらわれ、現象的には収容数

系における産学協同として、第一に文系におけるマスプロ化の推進として

ある。「私学の自主性尊重」の名の元に資本は一銭の金も使うことなく、自らの産業予備軍、しかも画一化された中堅労働者を不斷大量に、生産している。資本の要請する人造り政策に無原則的に対処した結果が、増員→マスプロ化→教室・教授数の絶対的不足→教室の増・新築→赤字

→授業料値上げと増員の悪循環を形成している。

#### ■ カリキュラム状況

一昨年以降顕著になつた新一回生に対する教科並びに時間の指定が本年は完全に固定化している。これは何を意味するのだろうか。一口に言えば指定時間の増加は、マスプロ状況を覆いかぐすための同志社官僚の乗りきり策にほかならない。法学部一年生の場合、英語のクラスが指定されることによつて自動的に一般教養の時間が決定し、しかも教養課目の選択が人類学と生物はどうちらか一方だけ、地学天文学とはどちらか一方だけという制約を受けつゝある。その結果、学生にとって自分で選択できる教科は二つに一つとなり、自分の追究したいという学問の道は閉ざされてしまうのである。現在の同志社のカリキュラムは学生数の増加によるマス・プロの進行からくる混乱をおおいかくすための手段になりさがつてゐる。

#### II 授業料値上げ問題

教育の機会均等の破壊、マス・プロ教育と両輪の輪の関係にあるのは授業料問題である。公共料金値上げを中心としての諸物価の軒並み値上がりが起り、大学經營自体にも波及して来る。大学經營はその困難を設備投資（設備拡大）を主導せり、マス・プロ大学→授業料値上げ（学生収奪）することによつて解消させるようとする。「設備投資金」→「授業料値上げ」の逆転サイクルがここに生じる。

という。来年四月あるいはおそらく四十三年には、  
①赤字を理由にして  
②田辺町校地移転を中心とした教室、校地の拡大の費用のねん出を名目として一学費値上げが必ず決行されるであろう。我々はこの授業料値上げに関して第一には国家独占の大学政策（マスプロの推進と資本に従順な労働予備軍の生産）の観点から、第二に国家独占のインフレ政策と大衆収奪の一環を担うものとして、第三にこの国家独占の私学政策に無原則的に対処し、危機をマスプロ→設備拡大→授業料値上げの循環でのり切ろうとしている大学当局の放慢經營の產物として一反対していかねばならない。

しかしながら早稲田斗争の過程でも出され、全国的に日共一民青系が提起してきている国庫補助要求斗争には断固として対決しなければならない。「困難な大学經營克服のためには私学に対する国庫援助増大を勝ちとするべきだ」という論理は、大学当局の「国家援助は私学の自主性を侵し、文部省の干渉を受けるから、やむを得ず学生から授業料を多くとり、設備を拡大し、学生数を増す以外、大学經營を確立し、教職員の賃上げができない」という論理を粉碎できるものではない。

#### III 厚生施設—寮問題

昨春のハンガーストライキから神学部の無期限ストライキにまで発展した此春寮斗争と、現在進められている全寮協の入寮選考権斗争は、学生に対する自治権はく奪の強化を厚生施設の貧困を浮き出させた。現在の同志社においては当生総数一八、八一三名に対して寮の収容人員は四五〇名しかない。

寮とは「寮生の自治原則にもとづいた教育の場であり、厚生施設、選学援護の場である。」しかしながら現在、自治寮に対する寮生自治破壊が大学

「大学生人口」の増大化は國家権力にイデオロギー攻勢の必要性を促進し、これは、池田時代の「人づくり政策」として結実したのだが、その意味で私立大学のマス・プロ化も政府の文教政策の一環として展開されている。

六三年授業料値上げは、特に六一年授業料値上げの時に大学当局と我々の先輩とが確約した四点、①六一年から三年間は、学長の責任でもつて一切、授業料値上げをしない。②寮に於ける水光費、暖房費は原則として一切無視して「物価の上昇」と云う名目を持つて一方的値上げ要求を掲げて来たという事實を忘れてはならない。しかもその赤字の内訳は建設勘定赤字が八割強を指め：「物価上昇」の名目たる人件費、経営費赤字は僅か二割弱にもかかわらず、赤字総額は六一年値上げ當時から僅か二年足らずで十数億円をいう学内行政のズサンさを露呈、実証したものであつたのである。

かように授業料値上げがマス・プロ体制の進行に伴つて、大学理念を喪失し、形骸化した、「見栄と虚栄」の落し子としての贅沢な校舎の建設という非民主的学内行政の產物であり、同時にこれは国家独占の人づくり政策（一銭の金も使わないで産業予備軍を作る）に無原則的に対処したものであり、マス・プロ教育→施設拡大→授業料値上げの悪循環の結果でしかない。具体的には文科系で昭和三十五年に四九、七〇〇円であったのが現行一二九、六〇〇円、理科系三十五年七四七、七〇〇円であったのが現行一六六、四〇〇円と驚くべき値上げとなつてゐる。

四十一年四月現在でさるに二十一億の累積赤字が同志社に存在している

当局から執拗にかけられてゐる。第一には寮生の手に委ねられるべき入寮選考権のはく奪であり、第二には受益者負担の原則にもとづく寮生に対する水道光熱費の支払強要である。学内の厚生施設に関しては大学教育、大学共同体の一環として全面的に大学当局が保障すべきものであつて、我々はこの經營主義的な大学行政と生活の次元からの自治権はく奪と空洞化に對して、「一切の受益者負担の原則撤廃」「入寮選考権を寮生の手に」「新寮の建設」のスローガンを掲げ斗つていかねばならない。

#### 四 田辺町（府下綾喜郡）校地移転問題

五月九日、理事会は府下田辺町に二十二万坪の土地買収を近鉄資本下の近畿土地との間で進めたことを明らかにした。

#### ■ 現実的背景

昨年八月三十日、文部省は四十三年までの大学急増対策である「大学拡充整備計画」を発表した。その注目すべき点は私学の水増し入学を認め、急増対策の基礎にしていることである。さしあたり今年の五八、〇〇〇人の全体的増加に対して五〇、〇〇〇人を私学が受けもつことである。文部省はこれにつづいて、私学振興の具体策を発表し、從來の私学に対する貸し付け額を從来の三倍の三五一億円に急増し私学の大学生急増対策費、学園都市土地購入費などに融資することを述べた。この文部省決定は、当今現実の矛盾からくる「猫も杓子も大学へ」という一般的傾向を逆用し、教育理念の喪失、教育の反動化を核としながら、日本資本主義の新たな再編による資本の安い「技術労働者」の要請に答えるべき盲目的行きあたりばつたりに、学生の「粗製乱造」を行なおうとしている。

同志社の現状の項で述べたように、現在の同志社は教室、教授数、敷地

の面で大学の体裁（大学設置基準にもとづく）を整のえていない。田辺町

移転は大学設置基準にもとづく私学振興資金（長期、低金利の貸し付け）

を裏づけした、文部省の急増策に迎合した同志社の新たな拡張政策に外ならぬし、上野学学長（英文科）から星名学長（工学部）への転換は产学

協同の一層の推進と工学部の拡充強化を意図するものである。

#### 田辺町移転のもたらすもの

①当局の資金借入れによる校舎建築は、現在の財政危機（赤字二十一億円）を拡大し、マスプロの拡大→施設拡大→授業料値上げという悪循環の外延的拡大をもたらすであろう。

②大学設置基準と私学振興法にもとづく、国家独占の同志社に対する貸し

つけの増大は、財務内容の報告の義務と調査官派遣の義務を負うことによつて、同志社に対する国家のしめつけが強化されるであろう。

③田辺町における拡張政策は産学協同の推進とあいまつて（工学部二万人構想）教学内容の悪化と大学の空洞化をもたらすであろう。

④大学設置基準においては大学の移転・統廃合ともなつては教養学部の分離の方向で進めるとあり、校地の移転分離に伴なつて、自治サークル活動の分断と官僚機構の整備および教職員の過重講義、過重労働——大学の合理化がなされるであろう。

田辺町校地移転問題は、移転単独の問題としてではなく（II）の項で述べた国家独占の教育政策（大学設置基準にもとづく文学しめつけ、産学協同、産学協同、大学生急増策の私学に対する強制など）の体系とし把握されねばならない。

田辺町校地移転問題は、移転単独の問題として検討するならば答

えは明らかではないか。我々は、我々の力でそれを守り、それを獲得して行かねばならないし、我々の意志で創造して行かねばならない、そこにこそ、学問性を追求する人間の存在基盤があり、共同体の自治が確立されるのだ。

以上のことを見て踏まえるならば、「夢の殿堂」＝学生会館は空洞化された

大学の本来の姿への復帰であり、遠きギリシャ、ローマのアカデミズムの復活であり、ルネサンスへの再生であることを確認する必要がある。

そのことは、個々の人間が、矛盾の統一の反映である巨大な社会体制内で微小な点にしかすぎず、いてもいなくてもよい存在にまで下落させられ、しかも、個々人はすでに支配体制に埋没している状態からの脱皮であり、

人間の生命、価値、人間性そのもの等、諸々の人間を人間たらしめる発現の復興を意味するのである。具体化すれば我々学問を志向するものの自治活動（サークル活動、クラブ活動等々を含めて）の場であり、学生個々の主体的な活動—文化活動、創造活動、思想活動、体育活動—を追求発展せしめる所であり、それを通じての自己の主体性確立と自己の可能性を最大限に追求していく「学問の殿堂」でなければならない。そこに於ては、外部、内部から的一切の権威、統制、束縛、支配は排除され、民主主義、平等が貫徹されねばならない。しかも、それは歴史的に於ても戦後拡大強化されてきたマスプロ体制下で大学生による共同思考の場として語られ、創造されて来たサークル活動の展開、拡大、発展を保障する場所として位置付けられるだろうし、他方、現実の学生の生活の基盤を保障、補足する日常生活中に不可欠な厚生施設の一環としての意味を内包することが必然である。

## (5) 学生会館斗争の総括と今後の課題

### （一）はじめに

大学の現状を我々の認識形態として、又歴史的過程の総括として位置付け、我々が考え、構築し、為すべきことをすでに語つて來た。

現実のマスプロ体制下での我々学生としての存在は、連続的に上昇する授業料の値上げ、「受益者負担の原則」に吸収されうる我々学生生活の圧迫、貧困家庭の学徒の私立大学への入学の不可能さ、又、そこにおける学生個々の主体的な活動の喪失、大教室内の授業にみられる学問性の崩壊、現体制内でアグラをかき、前世紀的知識に自己満足している教授、学問性を放棄し、自己の名声と見栄にボス教授に従属する若手教授、等々によつて実体として骨抜きされている。

しかも、このような反動攻勢が単に学校当局のみでなく、現在の体制を形成し強化しようとしている支配階級（独占ブルジョアジー＝国家官僚）により指導され、深化させていることを我々は忘れてはならない。かような状況下に於て、我々今何を考え何を為すのか。我々はこのような諸事象に失望し、学問性を放棄して享楽的なニヒルな活動に走ることが、この問題の本質を解決することになるだろうか。

つまり、学生として、大衆として、人間としての人間性の解放を自己を人間として人間たらしめる復興をもたらすのか。

学問を志向する人間として、人類に蓄積された科学を還元する人間として、人類のより豊かな、より幸福な、より平和な社会を作ることを目指す人間として取るべき態度を表明することなのか。否、そうではない。

我々は、個々の学生一個の人間として何を求め、何を模索しているかを

「学問の殿堂」＝学生会館は、思想、理論、文化創造の発酵母体として存在しなければならないし、それを通じての我々の使命—学問研究、教育による社会（人民大衆）への奉仕である—の完遂を意味しなければならない。そのことは時代への即応と特定の支配者に奉仕することを本質とするのではなく、逆に、その支配者を粉碎、撲滅し、人民大衆の社会体制を確立することを意味するのである。抽象化すれば、政治的、社会的矛盾を克服する変革母体として位置付けられるだろう。

他方、支配者の諸々の反動文教政策に対応して、その攻撃を粉碎克服し、我々の志向するものを最大限に追求していく場として存せねばならない反戦の砦、反国家権力、反支配意識の抵抗母体であらねばならない。

より具体的に語るならばそれは五〇年代のレッド・バージを基軸とした一連の反動文教政策と大管法以後顕著に見られる独占ブルジョアジー＝國家官僚＝学内官僚と云う支配者階級＝権力機構にむさばられたこの同志社に新島精神の復興と学内主主義の再度の確立を意図するものでなければならぬ。特に上野学長就任一貫として形骸化喪失させられて來た学内民主主義を我々全同志社一人一人の自らの手でこの学館に確立し、我々の再度の文化、創造、思想、体育活動を通じての大学の理念を我が同志社に呼び起さねばならない。そのことがあの前期の全学投票で明確に六〇%もの多くの全同志社人の自らの手によつて実証された百周年へ向けての我々の大学理念の創造と眞の学園の復興を意味しているのだと云ふことを再度認識、確認しなければならない。とりわけ、EVEを軸としての学館に於る学内民主主義の確立（利用者による自主的管理運営権の獲得）は單に同志社だけの問題として留まるのではなく、そのことが現在全国的に学館を基軸として大学の理念、学内民主主義の復帰を求めて斗かつてゐる全国学生

に対する新たな創造の視点と眞の学園の構築を暗に与えるものであるということを我々は見逃がしては断じてならないだろう。

## 二 学生会館斗争の経過

我々、昨年一年間にわたる学生会館斗争は十一・一九上野前学長と学生との団交において最終的な基本四点の合意に達し、我々は全国ではじめて学生会館の管理運営権を学生の手に握り、全国の学園斗争に輝やかしい一頁を記した。合意点とは、

- ① 予算、人事、所有管理権は学長にあることを前提として会館の管理運営は会館委員会が行なう
- ② 館長は置かず会館委員長を置く。ただし委員長は教員委員のうちから選ぶものとする。
- ③ 会館委員会の構成メンバーは一部学生十四、二部学生六、教授会六、教職組一、職員四、大学員一の計三十二人とする。
- ④ 会館使用料は原則として徴収しない。

以上の四点であり、実質的な学生会館の管理運営権を学生の手に握つたわけである。十年越しの学生会館斗争に最終的な終止符を打つ八十五年度の斗争において我々が提起していくものは学館の使用理念から大学共同体論そして全学投票であった。

学生会館は大学当局の「教授と学生、或いは学生相互の憩いの場」「学生会館を通じて地域社会に貢献する」「講議矛盾ママプロの解消」など（その裏には資本の要請する画一化された学生を学生会館を通じて注入するという意味をもつ）の性格をもつものでは決してなく、学生会館に於ける自主的な学術、文化の創造活動を通じて不斷に我々の主体性と真

### 三 学生会館問題の現状と我々の斗いの方向

同志社EVEから現在まで学館は学友会中央委員長と大学の総務部長とのケースバイ・ケースの話し合いによつて会館事務室を事務機関として運営されてきている。しかしながらこの会館事務室の運営が大学当局の答申案に沿つて行なわれ、学生側の第五次答申案を完全に無視したものであるため現在多くの大学当局の学生会館に対する規制となしくし的攻撃が出て来ている。

- ① 根本的な大学当局の規制は、基本四点の合意を完全にふみじつた形で、会館ホール使用料を学内各サークルにかけて來ている。
- ② 会館内の諸掲示、会館周囲の掲示に関して「美観をそこなう」という名のもとに完全な規制を加えてきている。掲示物は我々の学術、文化、体育活動の一環としたものとしてあり、それは全面的に保障されるものである。
- ③ 学校当局の答申案による一方的な運営は会館ホール、会議室などの使用時間の制限となって現われてきている。ホール、ラウンジの日曜使用は認められず、平月でも九時閉館という我々の自主的な創造活動に大きな障害となり、とりわけ一部学生にとつては殆んど使用できない状態である。

以上のように、大学当局は十一月の四点の合意事項をなしくし的に破壊し、大学答申案にそつた、大学当局の管理運営を会館事務室という当局の執行機関を通じて、全面的に学生に押しつけようとしてきている。大学当局は昨年十一月、膨大なサークル、クラス学生を含んだ我々の実力斗争の前に妥協を予められ、四点の合意事項を結んだ。しかしながら大学の自治→教授会の自治として自治として自治を擬制的に

理探求とを確立する場に他ならない。従つてそこではあらゆる外部権力から自由な活動が保障されねばならないし、学生会館の利用者による管理運営が全面的に保障されねばならない。大学の自治はもちろんその時の大学当局と学生との力関係によって決定的に左右され、それ故自治とは「現在どこまで獲得されているのか」が不斷に我々の斗争によつて問われる過程に外ならない。

六〇年代に突入して以来、ことに「大管法」以来の資本の大学支配は、典型的には「産学協同」の形をとつて進行しており、五〇年代の東大の南原一矢間原ラインに象徴される「大学自治絶対」の存在基盤は喪失し教授会のいうところの「大学自治」→「教授会の自治」→「学生会」→「資本家」の結合癒着は「大学の自治」→「教授会の自治」の図式をもつて「学生の自治」に対するしめあげとなつてかゝつてきている。

△太学△においては学生はそこからはみ出じた存在でしかないなである。我々は大学当局のかゝげる「大学の自治」→「教授の自治」→「学生の自治」→「職員の自治」との対決を通じて「学生」と「教授会」の対等性を確認させるものでなければならない。我々は以上のよろな学館使用理念から共同体論を、全大学人の対等的な参加による全学投票を通じて「学生会館の管理運営を利用者の手に」というスローガンを確認していく。九月以来の学長団交から全学々生大会、ストライキ、大学本部閉鎖から最終的な学生会館の自主入館と利用者による自主管理に至る実力斗争は、膨大なサークルとクラス学生をまき込み、それは前記の大学共同体論→即ち大学はその自治の構成体である学生、教授、職員によつて運営されねばならぬ一の実体化の作業であった。

しか把握しない当局にとって学生会館の管理運営権の掌握こそは引くに引けない一線である。現在大学当局が狙つてゐるものは何か？それは単なる事務執行機関でしかない会館事務室を恒久化させ、そこに全面的に管理運営権を移譲させもつて大学当局の支配を貫徹させるという方向である。

四点の合意事項の基本は会館委員会（その構成は三十二人のうち二〇人が学生委員）が学館の管理運営権を握るという点にあり、それゆえ大学当局は会館委員会の正常な開催を拒否するのである。我々の当面の斗いの焦点は何か。それは会館委員会規約起草委員会の開催、設立を要求していくことである。学生会館委員会こそは昨年の四点の合意事項に沿つて当然、即時開催されねばならないものであり、我々の当然の権利である。規約起草委員会、学生会館委員会での規約、細則の検討、決定を通じて我々の実的な管理運営がかち取られねばならない。

大学当局が「学館委員会の開催要求」を再度にわたり拒否する段階においては我々は一部学友会の学館委員二〇人によつて学館委員会規約起草委員会を開催し、その中における規約の検討を通じて、我々の学生会館の自主管理をかちとつていかねばならないだろう。早稲田斗争を契機として大学に対する権力の全面支配が「大学設置基準の改訂省令化」「教免法の改悪」から「私学法」の設立という形であらわれてきている。

「大管法」以来の大学への支配の強化は、かつて教学理事の独自性を、護つてきた同志社大学の官僚機構を根底から再編し、文部省、資本と完全に結合した強権的な官僚機構が形成されるだろう。「授業料値上げ」という問題での機動隊の大学導入」という早稲田の事態は明日の同志社の縮図に他ならない。今後の学館斗争は昨年のような学校当局の一定の妥協として終る斗いでは決してなく、学校当局との全面的な実力での対決、我々の会館の自主管理→機動隊の導入を見通した斗いとして展開されねばならない。

# 学館・本館斗争経過

	年月日												学館斗争のうごき		協議会日程と当局のうごき	
18 13 12 7 6 10 5 19 9 1820 7 2 6 28 25 23 18 8 6 2 2812 5 4 3 23 10 3												40 38 2 10 3 23 10 3		38 38 10 10 3 23 10 3		
第一回学館討論集会に「五〇人が結集												第十二回 協議会		会館に関する話し合い		
第二回学館討論集会に「三〇〇人が結集												第十三回 協議会		第三回 協議会		
第三回学館討論集会に「一五〇人が結集												第十一回 協議会		会館問題の理解のために配布		
第四回学館討論集会に「二〇〇人が結集												第十二回 協議会		会館問題の理解のために配布		
第五回学館討論集会に「二〇〇人が結集												第十三回 协議会		会館問題の理解のために配布		
第六回学館討論集会に「二〇〇人が結集												第十四回 协議会		ピラ、会館問題の理解のために配布		
第七回学館討論集会に「二〇〇人が結集												第五回 协議会		会館問題の理解のために配布		
第八回学館討論集会に「二〇〇人が結集												第十六回 协議会		会館問題の理解のために配布		
第九回学館討論集会に「二〇〇人が結集												第十七回 协議会		第十五回 协議会		
第十回学館討論集会に「二〇〇人が結集												ピラ、会館問題を最高決定機関に		ピラ、会館問題の理解のために配布		
第十一回学館討論集会に「二〇〇人が結集												第十八回 协議会		第十九回 协議会		
第十二回学館討論集会に「二〇〇人が結集												ピラ、会館問題の理解のために配布		ピラ、会館問題の理解のために配布		
第十三回学館討論集会に「二〇〇人が結集												第二十回 协議会		第二十回 协議会		
第十四回学館討論集会に「二〇〇人が結集												記念委員会声明		記念委員会声明		
第五回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第六回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第七回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第八回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第九回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第十回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第十一回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第十二回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第十三回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第十四回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第五回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第六回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第七回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第八回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第九回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第十回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第十一回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第十二回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第十三回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第十四回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第五回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第六回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第七回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第八回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第九回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		
第十回学館討論集会に「二〇〇人が結集												会館問題の理解のために配布		会館問題の理解のために配布		

昭和41年5月25日 印刷発行

## 我々の主張

発行 同志社大学学友会  
印刷 大倭印刷所